

令和 8 年度税制改正に関する要望

－わが国の成長加速と社会課題解決に資する税体系の構築に向けて－

2025 年 9 月



一般社団法人

全国銀行協会

目 次

1. インベストメントチェーンの活性化を通じた「成長と分配の好循環」の加速	- 3 -
<資産運用立国の実現>	- 4 -
(1) NISA 制度の拡充・利便性の向上等：重点要望項目	- 4 -
(2) スタートアップの資金調達に資する税制上の措置：重点要望項目	- 6 -
(3) 確定拠出年金税制の拡充等	- 8 -
(4) 家計の資産形成を支援する各種税制措置	- 10 -
(5) 金融商品に係る損益通算範囲の拡大	- 11 -
<GX を通じたカーボンニュートラルの実現>	- 12 -
(6) インフラ資産への民間資金導入促進に資する税制の見直し：重点要望項目	- 12 -
(7) カーボンニュートラルの実現に資する税制優遇措置の延長・導入	- 15 -
<住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等>	- 16 -
(8) 住宅借入金等の特別控除制度の恒久化・拡充等	- 16 -
<中小企業等の事業承継・成長支援>	- 17 -
(9) 事業承継税制の拡充等	- 17 -
<世代間の資産移転を通じた若年層による子育て等の支援>	- 18 -
(10) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期限の延長	- 18 -
<社会課題の解決に繋がる地域エコシステムの構築に資する税制措置>	- 18 -
(11) 学校法人等へ寄付した際の税制優遇措置の拡充	- 18 -
2. 安心・安全で利便性の高い、時代に即した金融インフラの実現	- 19 -
<DX の推進による納税実務の効率化>	- 20 -
(1) 主要税目における電子申告・電子納税の推進	- 20 -
(2) デジタルを活用した各種税務手続きの効率化等	- 22 -
<納税環境整備>	- 23 -
(3) 納税環境整備に資する所要の措置	- 23 -
3. 健全かつ強靱な責任ある金融システムの維持・高度化	- 24 -
<OECD の「BEPS 行動計画」最終報告書を受けた国内法制化等>	- 25 -
(1) BEPS 防止に向けたわが国における「国際最低課税」への対応等	- 25 -
(2) 外国子会社合算税制の抜本的な簡素化	- 28 -
<グローバルな投資・事業活動の促進および国際競争力の維持・向上>	- 30 -
(3) クロスボーダー投資の活性化等に資する租税条約に係る所要の見直し	- 30 -
(4) 外国子会社から受領する配当・利子に係る益金不算入制度の拡充	- 34 -

(5) 外国税額控除制度の拡充等による二重課税排除の徹底	- 36 -
(6) 米国のFATCA への対応等に係る実務負担の緩和	- 38 -
(7) テリトリアル課税の導入	- 40 -
＜金融取引活性化に向けた障壁の撤廃＞	- 42 -
(8) 投資法人等の導管性要件の緩和等	- 42 -
(9) 安定的な外貨調達やヘッジ機能の維持に資する所要の措置	- 44 -
＜金融機関および金融システムの健全性確保に資する税制措置の拡充＞	- 46 -
(10) 金融機関の健全性確保に資する税制措置の拡充	- 46 -
(11) 銀行等の株式処分の円滑化による金融システムの健全性確保	- 47 -
＜社会情勢の変化に応じた組織再編等による国際競争力の維持・強化＞	- 48 -
(12) 組織再編税制等の拡充	- 48 -
(13) グループ通算制度の見直し	- 51 -
(14) 受取配当等の益金不算入制度の見直し	- 52 -

1. インベストメントチェーンの活性化を通じた「成長と分配の好循環」の加速

わが国経済は、物価上昇に対する企業の価格転嫁の動きが定着しつつあるほか、各国の通商政策や資源価格の変動など外部環境の不確実性が広がる中であっても、企業収益は底堅く推移している。また、人手不足の深刻化や構造的な労働需給の引き締まりを背景に、2025年春闘では過去最高水準の賃上げが実現するなど、賃金上昇の流れも継続しており、長期に亘るデフレ経済からの脱却に向けたパラダイムシフトが進んでいる。

今後、わが国の持続的な経済成長や、より豊かな国民生活を実現していくためには、企業による大胆な設備投資や生産性の向上が不可欠であり、間接金融による資金供給の強化に加え、資本市場を通じて家計預金をリスクマネーへと変換し、成長投資に繋げることが重要である。

こうした、企業成長によって生み出された付加価値が分配され、家計の資産形成にも寄与するという、インベストメントチェーンの活性化を通じた「成長と分配の好循環」の実現に向けては、関係する全ての主体が前向きな取組みを加速させる必要があり、それを後押しする税制面での幅広い政策対応が求められる。

政府はこれまで、2022年11月の「資産所得倍増プラン」、2023年12月の「資産運用立国実現プラン」のほか、企業のコーポレートガバナンス改革を進めるなど、「資産運用立国」の実現に向けた累次の政策を打ち出してきた。しかしながら、依然として家計金融資産の過半を占める1,100兆円超の現預金を一層有効に活用するための環境整備が必要である。

2024年1月からは新たなNISA制度が開始しているが、全世代の国民の安定的な資産形成の促進に資するよう、投資対象商品の拡充など、さらなる拡充・利便性向上を図るべきである。

また、「資産運用立国」の柱の一つであるスタートアップ支援については、革新的な技術やビジネスモデルを後押しする観点から、オープンイノベーション促進税制の延長・拡充を図るとともに、海外投資家の資金を呼び込むため、PE課税特例の適用要件を緩和するなど、スタートアップの成長を強力に支援する施策が必要である。

さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、個人を含む幅広い投資家の資金を活用することが不可欠であり、再生可能エネルギー発電設備などの多様なインフラ資産へ資金を循環させる上場インフラファンド市場の拡大に資する税制措置の整備が望まれる。

加えて、各家計の住宅取得を取り巻く環境が一層厳しさを増している現状を踏まえ、環境対応・脱炭素社会の推進、少子化対策・子育て支援等にも資する住宅借入金等の特別控除制度について、その支援内容を維持・拡充すべきである。

＜資産運用立国の実現＞

(1) NISA制度の拡充・利便性の向上等：重点要望項目

- ① 全世代の国民の安定的な資産形成の促進に資するよう、NISA制度のさらなる拡充・利便性向上を図ること。
- ② 累積投資勘定（旧つみたてNISA）および特定累積投資勘定（つみたて投資枠）について、マイナンバーの活用等により、設定後10年を経過した日（10年後以降は5年を経過した日毎の日）における郵送による顧客の所在地確認を撤廃または簡素化すること。
- ③ NISAに関する事務手続きを簡素化・合理化し、お客さまおよび金融機関のさらなる利便性向上および負担軽減に資する所要の措置を講じること。

2014年に開始したNISA制度は、2016年開始のジュニアNISAおよび2018年開始のつみたてNISAを経て、2024年から新制度が開始した。新制度は、制度自体が恒久化されたことに加え、非課税保有期間の無期限化や投資枠の大幅な拡大、売却後の空枠の再利用など、抜本的な拡充・利便性の向上が図られた結果、普及が加速し、5人に1人がNISA口座を保有する状況となっている（2025年3月末時点の総口座数は約2,647万口座、累積買付額は約59兆円）。

このような中、2025年6月に政府が公表した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」では、2027年末時点の総口座数を3,400万口座へ増加させること等の目標が引き続き掲げられるとともに、「高齢者を含めあらゆる世代がNISAの投資枠を活用することができ、計画的に資産運用を続けながらその成果を活用して生活に充てることができるよう、顧客本位の金融商品・サービスの提供を前提に、対象商品の拡大を含むNISA制度の充実を検討する」、「子供支援・少子化対策の一環として、格差の問題や金融リテラシーの水準に留意しつつ、NISAの活用を含め、次世代の資産形成の推進のための具体的な方策を検討する」等の方針が示されている。

わが国経済の自律的・持続的な成長に向け、中長期的にリスクマネーの循環を活性化していく観点からも、NISA制度のさらなる拡充・利便性向上を通じて、家計の安定的な資産形成を促進していくことが重要である。

具体的には、個々人のライフプラン・年齢・資産背景等により異なる様々な運用ニーズに応えつつ、上記政府方針を実現するため、金融機関の事務・システム面および導入コスト等の負担にも配慮したうえで、投資対象商品の拡充、投資可能年齢（現状18歳以上）の引下げ等を要望する。

また、累積投資勘定（旧つみたてNISA）および特定累積投資勘定（つみたて投資枠）について、設定後10年を経過した日（10年後以降は5年を経過した日毎の

日)が到来すると、郵送によりお客さまの所在地確認を行う必要があるが、全てのNISA口座はマイナンバーと紐付けられており、税当局は容易に所在地を確認可能であることから、お客さま・金融機関の負担軽減の観点を踏まえ、現行の確認手続きは撤廃または簡素化すべきである。

その他、NISAに関する事務手続きを簡素化・合理化し、お客さまおよび金融機関のさらなる利便性向上および負担軽減に資する所要の措置を講じることを要望する。

具体的には、非課税適用確認書については、2021年3月末を以って廃止されており、相応の期間が経過しているところ、投資家が当該書類を提出せずにNISA口座開設手続きを行い、非承認となるケースが見られることから、お客さまの利便性向上のため、当該書類は提出不要とすべきである。

また、お客さまが日本国外へ出国した場合、例えば、勤務先の会社都合による海外転勤であるケースなど一定の要件を満たしていれば、最長5年間はNISA制度の継続適用が認められているが、NISA制度が恒久化されていることや、安定的な投資環境を整える観点から、適用期間を延長することが望ましい。

さらに、口座開設時のお客さま・金融機関等のさらなる利便性向上および負担軽減を図るため、(a) NISA口座の(再)開設時における非課税口座開設・異動届出書に記載する事項を簡素化すること、(b) 金融機関変更時における廃止通知書等の提出を不要化すること、(c) e-TaxによるNISA口座開設申請等のデータ作成において、氏名および住所の記載を不要化すること、を要望する。

加えて、預金口座開設済のお客さまがNISA口座・特定口座を開設する際の本人確認書類の提示・確認義務に関しては、預金口座開設時における本人確認書類の提示・確認を通じて犯罪収益移転防止法、番号法、所得税法上の本人確認を実施済であることから、マイナンバー届出先に限り、本人確認書類の提示・確認義務を免除・緩和することを要望する。

(2) スタートアップの資金調達に資する税制上の措置：重点要望項目

- ① オープンイノベーション促進税制について、適用期限を延長するとともに、M&A 型の拡充を行うこと。
- ② PE 課税特例について、海外投資家の使いやすさ向上に資する所要の措置を講じること。
- ③ 上場ベンチャーファンドへの資金供給の活性化。
 - a. 上場ベンチャーファンドの導管性要件に係る「支払配当要件」（配当可能利益の 90% 超を投資家に配当等すること）の廃止・見直し。
 - b. 上場ベンチャーファンドに対する個人等の投資への優遇税制（金融所得減税）の創設。

社会的課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会の実現に貢献するスタートアップを生み育てるエコシステム（スタートアップ・エコシステム）を創出することは、本邦でイノベーションを加速させ、産業の新陳代謝を促していくうえで不可欠であり、スタートアップの果たす役割は重要性を増している。

2022 年 11 月に政府が策定した「スタートアップ育成 5 か年計画」や 2025 年 6 月に公表された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」では、わが国が世界有数のスタートアップの集積地になることを目指す方針が示されるとともに、スタートアップへの投資額を 2027 年度に 10 倍超の規模（10 兆円規模）とする目標が掲げられているほか、将来的には 100 社のユニコーン（企業評価額が 10 億ドル以上の未上場スタートアップ）や 10 万社のスタートアップの創出が企図されている。

スタートアップへの資金供給を円滑化するためには、国内外の機関投資家の資金がベンチャーキャピタル（VC）を通じてわが国のスタートアップに供給される流れを拡大することが重要であるが、足下、VC の資金調達額は国際的にも伸び悩んでおり、上記目標を達成するうえで、スタートアップへの資金供給体制や、創業したスタートアップの成長を後押しするための制度整備を抜本的に強化することが不可欠である。

また、東京証券取引所は、スタートアップ企業等が上場する「グロース市場」の上場維持基準を厳格化する方針を明らかにしており（10 年経過後に時価総額 40 億円以上→5 年経過後に時価総額 100 億円以上）、出口戦略の多様化に資する取組みも重要となる。

スタートアップへの投資に関しては、令和 2 年度税制改正において、一定の条件下で投資額（新規発行株式の取得額）の 25% の所得控除が受けられる「オープンイノベーション促進税制」が措置されており、その後、令和 5 年度税制改正では、既存企業によるスタートアップへの M&A を後押しする観点から、M&A による発行済株式の取得も同税制の対象とされた（適用期限：2026 年 3 月末）。

オープンイノベーション促進税制は、国内事業会社やその国内コーポレートベンチャーキャピタル（CVC）が、オープンイノベーションにより新事業開拓・生産性向上を図ることを目的としたものであるが、今後も、スタートアップ・エコシステムの創出に向けて、スタートアップの革新的な技術やビジネスモデルを後押しすることが重要である。したがって、新規出資型については、株式取得から3年経過後は株式譲渡した場合でも益金算入不要であることが重要なインセンティブとなっていることを踏まえるほか、M&A型については、出口戦略の多様化を図るため、合併による株式取得や持分法適用となる少数株主としての株式取得の場合も適用可能となるよう、適用期限の延長および拡充を要望する。

また、海外投資家が本邦のファンド（投資事業有限責任組合：LPS/Limited Partnership）にLP出資を行う場合、原則として当該ファンドを通じて得た所得は恒久的施設（PE/Permanent Establishment）を介して得たものと解され、所得税および法人税が課されることになる。

他方で、ファンドを通じた海外資金を呼び込む観点から、一定の要件を満たす海外投資家については、所得税および法人税を非課税とする「PE課税特例」が設けられている。しかしながら、適用要件が厳しく、例えば「投資組合の組合財産に対する持分割合が25%未満であること」については、ファンドの設定から終了までの期間を通じて満たすことが求められているところ、海外投資家は金額規模が大きく、一時的でも25%以上になると同特例は適用不可となる。

したがって、本特例の使いやすさを向上させ、投資資金をさらに呼び込むため、持分割合の判定基準の緩和のほか、業務執行行為要件や他にPE帰属所得を有しない要件の見直し、特例申告に係る手続きの改善など、所要の措置を講じるべきである。

このほか、上場ベンチャーファンドは、少額の資金で投資可能かつ換金の場合が確保されることから、個人投資家にもスタートアップへの投資を容易とするものであるが、現在、本邦で上場しているベンチャーファンドはゼロである。この要因の1つとして「支払配当要件」（配当可能利益の90%超を投資家に配当等すること）が考えられる。

スタートアップへの投資の特性上、IPO（新規株式公開）まで達する案件は一部であり、相応の割合の投資先で損失が発生し得る。このため、ベンチャーファンドが成長し継続的に上場するためには、IPOを果たした投資先から得たキャピタルゲインを次の案件に再投資する必要があるが、支払配当要件により、利益の大半が配当として流出し、十分な再投資ができない構造となっている。

については、上場ベンチャーファンド市場を活性化し、個人を含む幅広い投資家に対して投資機会を提供するためにも、支払配当要件の撤廃、少なくとも引下げ措置を講じることを要望する。

さらに、英国のVCT（Venture Capital Trust）税制なども参考に、上場ベンチャーファンドに対する個人等の投資に関して、税制優遇措置が設けられるべきである。

(3) 確定拠出年金税制の拡充等

- ① 確定拠出年金について、拠出限度額の撤廃または引上げを行うこと。
- ② 加入者の属性により異なる拠出限度額について、簡素化を行うこと。
- ③ 確定拠出年金等の積立金に対する特別法人税について撤廃、少なくとも課税の停止を延長すること。
- ④ 確定拠出年金制度のさらなる普及に向けて、各種要件を緩和すること。
 - a. 企業型DCに係る脱退一時金の支給要件を緩和すること。
 - b. 退職一時金制度から確定拠出年金への資産の移換要件を緩和すること。
 - c. 第3号被保険者が加入するiDeCoについて、その者と生計を一にする者が掛金を拠出した場合の税制優遇措置を設けること。
- ⑤ 中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）について、事業主要件をさらに緩和すること。

わが国の公的年金と私的年金はいずれも、高齢期における国民生活の安定を図ることが目的とされている。

公的年金については、概ね100年先までを見通し、年金財政の健全性を検証する財政検証の結果が2024年7月に公表されており、いずれの想定ケースにおいても、将来の所得代替率（現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率）は政府が目安とする50%を確保することが可能と見込まれている。

しかしながら、社会・経済の先行きは不確実性が高いほか、人生100年時代の長生きリスクも踏まえると、「資産寿命」を延ばし、国民がより豊かな老後生活を実現するうえで、自助努力による所得確保を後押しする私的年金、とりわけ確定拠出年金制度が果たす役割の重要性は高まっている。

このような中、財政検証の結果も踏まえ、2024年12月、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、約2年間の議論を総括した整理がなされたほか、令和7年度税制改正では、企業型DCおよびiDeCo等の拠出限度額の一定の引上げや、iDeCoの加入可能年齢の引上げ等が決定しており、2025年6月に成立した年金制度改正法にもとづき順次施行される見通しである。

他方で、近時のわが国の消費者物価指数は主要先進国の中で最も高い伸び率で推移し、特に食料品の物価高は社会問題となっている。社会・経済の先行きは益々不確実性が増しているといえ、国民が自助努力によりその影響に適切に対応し、実質的な資産価値の維持・向上を図るためには、インフレ耐性のある資産形成手段である確定拠出年金のさらなる拡充が検討されるべきである。

とりわけ、個々人のライフプランや将来設計は多様であることを踏まえ、老後に必要となる資金を計画的かつ十分に積み立てることが可能となる制度的枠組

みを整備することが望ましいことから、拠出限度額の撤廃、またはさらなる引上げが必要である。

拠出限度額の撤廃が難しい場合には、退職準備世代など一定年齢（例えば50歳）以上の加入者を対象として追加的な拠出（キャッチアップ拠出）が可能な枠を設定し、若年期などにおける拠出額が少額に留まっている場合でも、退職後に向けて十分な資産形成ができるよう後押しすることが望まれる。

さらに、現在は加入者の属性（第1～3号被保険者）によりiDeCoの拠出限度額が異なっており、令和7年度税制改正で企業型DC・DB等の事業主掛金を控除した残余枠への拠出を認める「穴埋め型」が導入されたものの、特に第2号被保険者にとって自らの拠出限度額が分かりにくい仕組みとなっていることが制度の普及を妨げているとみられる。

こうした点を踏まえ、拠出限度額の枠組みの簡素化、具体的には「別枠管理」を導入（企業型DC・確定給付企業年金（DB）等との「合算管理」を廃止）するなどして、拠出限度額を引き上げる方向で統一し、分かりやすい制度とすることを要望する。

加えて、本邦の確定拠出年金制度等は、欧米における同種の年金制度と異なり、運用時に課税（特別法人税）することとされており、現在は2026年3月末まで課税が停止されている状況であるが、実際に課税がなされれば、企業の掛金負担の増加や給付額の減少に繋がりがかねない。こうした負担の可能性は制度普及を阻害する要因にもなり得ることから、特別法人税を撤廃、少なくとも課税の停止を延長すべきである。

また、確定拠出年金制度のさらなる普及を促す観点からは、各種要件を緩和することで制度の利便性を向上させることも重要である。

具体的には、(a)企業型DCに係る脱退一時金の支給要件を緩和する（追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の創設等を行う）こと、(b)退職一時金制度から確定拠出年金への資産の移換要件を緩和する（加入者単位での確定拠出年金への移管を認める、「一括移換」や「分割移換」の年数を拡大する）こと、(c)第3号被保険者が加入するiDeCoについて、その者と生計を一にする者が掛金を拠出した場合の税制優遇措置を設けること、についても併せて検討されるべきである。

このほか、事業主が、従業員が加入するiDeCoに対して掛金を上乗せ拠出できる、中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）については、関係者のシステム対応や実務上のフィージビリティを考慮したうえで、従業員数の要件（300人以下）を緩和するなどして、利用可能な中小企業の裾野を広げていくことも考えられる。

(4) 家計の資産形成を支援する各種税制措置

- ① 外貨預金のほか、一定の要件を満たしている非上場株式、私募投資信託について、上場株式等と同様に、特定口座での取扱いを認めること。
- ② 外貨預金を原資として、同一通貨建ての外貨建て運用商品に投資した場合について、為替差損益の認識を不要とすること。
- ③ 暗号資産ETF（上場投資信託）等の取引を申告分離課税とすることを明確化すること。

家計による資産形成を促進する観点から、上場株式等との損益通算が可能であり、確定申告手続き等の税務処理が不要な「特定口座（源泉徴収あり）」を利用できる投資商品を拡充することが望ましい。

例えば、簿価や含み損益に関する管理等が煩雑な外貨預金のほか、証券会社が運営する私設取引システム（PTS）で取扱いのある非上場株式、株主コミュニティ制度（証券会社が非上場株式の銘柄ごとにコミュニティを組成し、コミュニティ参加者間で取引を行う制度）の対象銘柄、特定投資家私募制度を活用した投資信託等について、特定口座での取扱いを認めることを要望する。

特に、個人の資産形成手段として定着している外貨預金の為替差益は雑所得に分類され、最高45%の累進課税方式が適用されている（住民税とあわせて最高55%）。他の金融商品と比較して不利な取扱いとならないよう、制度の適切かつ柔軟な見直しが求められる。

さらに、外貨預金を原資とする同一通貨建ての外貨建て運用商品（投資信託、債券等）への投資については、投資家の税務申告に係る負担を軽減し、投資促進を図る観点から、為替差損益の認識を不要とすることを要望する。

このほか、お客さまからの「特定口座異動届出書」等の届出書について、受付方法は「電磁的記録または書面のいずれか」とされているが、金融機関の事務負担を軽減する観点から、書面で受け付けた記載内容をシステムへ電磁的に記録・保存する場合には、書面の保存は不要とするよう要件を緩和すべきである。

また、暗号資産取引に係る課税については、令和7年度与党税制改正大綱において、一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置付け、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制などの必要な法整備をすること等を前提として見直しを行う方針が示されており、金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」において検討が進められている。

将来的に、暗号資産に係る取引が申告分離課税の対象となり、投資信託の運用対象である「特定資産」に暗号資産が追加された場合には、暗号資産ETF等（暗号資産を主な裏付資産とする上場投資信託等）に係る取引も申告分離課税の対象であることを明確化することが望まれる。

(5) 金融商品に係る損益通算範囲の拡大

- ① 金融所得課税の一体化をより一層推進すること。具体的には、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認めること。
- ② 納税の仕組み等については、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすること。

わが国においては、個人金融資産の有効な活用が経済活性化のための鍵となっており、それに資する金融・資本市場の構築が喫緊の課題である。そのためには、個人投資家が自らのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できるようにする必要があり、これを後押しするうえでも金融資産に対する課税は、簡素で分かりやすく、金融商品の選択に当たって中立的であることが求められる。

こうした観点から、政府税制調査会は、2004年に金融商品に対する課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大を進める「金融所得課税の一体化」の方向性を打ち出し、この流れに沿って、平成20年度税制改正において、上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算が2009年以降可能とされた。さらに平成25年度税制改正により、2016年以降、公社債等に対する課税方式が上場株式等と同様、申告分離課税に変更されたうえで、損益通算できる範囲が公社債等にまで拡大された。

与党の「令和7年度税制改正大綱」において、「デリバティブ取引に係る金融所得課税のさらなる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。」とされていることも踏まえ、今後も、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、一体化を一層推進すべきである。具体的には、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金（円預金、外貨預金）やFX取引に係る所得と、上場株式等の譲渡所得・配当所得等との損益通算を幅広く認めることを要望する。

また、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、これまでの実施状況を踏まえ、納税者の利便性に配慮しつつ、導入の際は、金融機関のシステム開発等に必要な準備期間を設ける等、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすることを要望する。

＜GXを通じたカーボンニュートラルの実現＞

(6) インフラ資産への民間資金導入促進に資する税制の見直し：重点要望項目

- インフラ資産への民間資金導入に向けて、再生可能エネルギー発電設備（再エネ発電設備）を運用対象とする投資法人の導管性要件について、
 - ① 匿名組合出資を通じて再エネ発電設備に投資する場合について、運用方法を賃貸のみとする要件を撤廃すること。
 - ② 2026年3月末までに再エネ発電設備を取得することの要件を撤廃、または少なくとも延長すること。
 - ③ 再エネ発電設備の最初の貸付日から20年間とされている期間について、恒久化または延長すること。
 - ④ 「保有資産要件」を満たす特定資産の範囲を拡大すること。

「経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）」において、2050年カーボンニュートラルの目標を堅持するとともに、その実現に向けて、官民協調による10年間で150兆円超のGX（グリーン・トランスフォーメーション）関連投資を推進する方針が示されている。また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」では、「地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保」として、再エネ発電設備への投資を含む上場インフラファンド市場の活性化に引き続き取り組むことが明記されている。

これらの目標を達成するためには、個人を含む幅広い投資家の資金を活用することが不可欠であり、再エネ発電設備などの多様なインフラ資産へ資金を循環させる上場インフラファンド市場の役割は極めて重要である。

しかしながら、上場インフラファンド計5銘柄の時価総額は下落基調にある（2024年8月末1,295億円→2025年7月末963億円）。これは、後述する導管性要件による将来的な制度の不透明感等が背景にあると考えられ、今後、制度の見直しを行いトレンドを反転させる必要がある。

現行、上場インフラファンドに係る導管性要件の一つとして「保有資産要件」が課せられており、原則、主たる投資対象として定められる特定資産の額（再エネ発電設備は含まない）が資産総額の50%超であることが求められている。

ただし、特例として、①賃貸要件（再エネ発電設備の運用方法が賃貸のみであること）、②3年要件（2026年3月末までに再エネ発電設備を取得していること）、③20年要件（再エネ発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内であること）といった要件を満たす場合には、再エネ発電設備を特定資産の範囲に含めることが認められている。

まず、「①」の要件は、上場インフラファンドが売電等の事業に関与せず、資産運用に特化させることを意図しているものと考えられるが、上場インフラフ

ファンド以外の事業者が再エネ発電設備を取得する場合、運用方法を賃貸に限定する必要はなく、「発電設備の所有者」と「発電を行う事業者」が別となることは想定されていないことから、本要件を満たすスキームは基本的に構築されていない。

そのため、上場インフラファンドが匿名組合出資を通じて再エネ発電設備を取得する場合には、私募案件等では発生しない、運用スキームを変更するための追加コストが発生することとなり、ひいては投資家にとっても逸失利益が生じている。特に、大規模な発電設備等で複数の事業者がコンソーシアムを組んでいるケースにおいて、上場インフラファンドが再エネ発電設備を保有資産に組み入れる場合は複数の事業者による匿名組合出資の一部を取得することが多く、賃貸借方式への契約変更に当たり他の事業者の合意形成も必要となるため、制約となっている。

については、匿名組合出資の場合、上場インフラファンドは出資先の事業を執行することができないことも踏まえ、当該ケースについては、運用方法を賃貸のみとする要件を撤廃することを要望する。

次に、「②」の要件に関して、上場インフラファンドは参入検討から上場までの間に各種調査や人材確保等の事前準備に数年かかることが一般的であるところ、J-REIT と異なり時限的な制度であることから、組成作業が期限内に完了しないリスクが顕在化しており、ファンド組成の障壁となっている。また、個人投資家にとっても、制度の継続性に対する予見可能性が低く、投資を手控える要因となっている。

したがって、2026 年 4 月以降も上場インフラファンド市場への新規参入および個人を含む幅広い投資家の資金の活用を促進していくためには、本要件を撤廃、または少なくとも延長することが極めて重要である。

続いて、「③」の要件に関して、近年の太陽光パネルメーカーの性能保証期間の長期化に伴い、事業期間がFIT期間（20年間）を超えて30年以上となるケースもある。制度創設時点からの環境変化も踏まえ、追加取得した再エネ発電設備の運用終了前に導管性要件を満たせなくなる事態を回避するため、期間を恒久化すること、または延長したうえで、発電設備ごと、あるいは計算起点を「最後に貸付の用に供した日」からに見直すなど、要件を緩和することを要望する。

最後に、「④」に関して、諸外国では、再エネ発電設備のみならず、空港や道路、水道といった幅広いインフラ資産が投資対象とされている一方で、わが国では、投信法上は直接保有可能なインフラ資産が再エネ発電設備および公共施設等運営権に限られており、租税特別措置法上の導管性要件を満たすものは、さらに再エネ発電設備に限定されていることから、上場インフラファンドは実質的に再エネ発電設備のみが投資対象とされている。

2015年4月の上場インフラファンド市場の創設以降、再エネ発電以外の分野でも新たな事業領域やビジネスモデルが生まれてきており、GX・DXなど社会構造の変化に応じ、上場インフラファンドが資金供給者として参画することは、インフラ整備の資金ニーズに応えるだけでなく、運用資産の多様化を通じた分散効果が期待でき、資産運用立国の観点からも望ましいと考えられる。

したがって、「保有資産要件」を充足する特定資産として、例えば、私募ファンド等で組み入れが進みつつある系統用蓄電池等も含まれるよう、範囲を拡大すべきである。

(7) カーボンニュートラルの実現に資する税制優遇措置の延長・導入

- ① カーボンニュートラル投資促進税制について、計画認定期間を延長すること。
- ② 一定の要件を満たした ESG 債などへの投資について、税制優遇措置を講じること。

GXは、単なる環境対策ではなく、わが国の産業構造を脱炭素型へと転換し、国際競争力を高めるために欠かせないものであり、雇用創出や技術革新等を通じた地域経済の活性化にも資するものである。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、民間企業によるGX関連投資を一段と加速させていくことが求められる中、長期的な視点で企業が安心して投資に踏み切ることが可能な環境を整備することが求められる。

しかしながら、そうした取組みを後押しする「カーボンニュートラル投資促進税制」は、企業が「エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」を作成し、所管省庁から認定を受ける必要があるところ、2026年3月末で計画認定期限が到来することとなる。

GX関連投資に積極的に取り組んでいる企業に対して継続的にインセンティブを付与することは、カーボンニュートラルの実現、ひいてはわが国の経済成長等にも繋がることから、計画認定期間を延長することを要望する。

また、カーボンニュートラルを実現するためには、2,195兆円（2025年3月末時点）に上る家計金融資産をESG市場に呼び込むことが不可欠であり、個人投資家が投資を通じて稼得した収益（利子所得・譲渡益・償還差益）を非課税とする制度を創設するなど、政策的にインセンティブを付与することが望ましい。

例えば、「ESGウォッシュ」や「グリーンウォッシュ」の問題を回避しつつ、適切なESG債の発行・選別のため、国が一定基準を満たす外部評価機関を指定し、当該機関の認証を受けたESG投資に対し、税制優遇を行う制度等が考えられる。

＜住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等＞

(8) 住宅借入金等の特別控除制度の恒久化・拡充等

○ 住宅借入金等の特別控除制度について、恒久化および拡充すること。

住宅は、国民の生活や経済活動の基盤となる資産であり、自然災害に強く、良好な居住環境を形成するためには、社会経済情勢等の変化に左右されない、安定的かつ公平な住宅取得の機会が国民に与えられることが重要である。

現行の住宅借入金等の特別控除制度（住宅ローン減税）は、住宅取得に伴う経済的負担を軽減し、国民の居住安定および住宅市場の活性化を図るものであるとともに、省エネ住宅の普及を通じた環境対応・脱炭素社会の推進や、若年層等による住宅取得の円滑化を通じた少子化対策・子育て支援等にも資する、裾野の広い極めて有効な支援措置である。

本制度は2025年12月末をもって適用期限を迎えるが、足下、住宅価格の高騰が進み、国内金利も上昇局面に転ずるなど、住宅取得を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

かかる状況を踏まえ、本制度については、各種適用要件の緩和を含め、現行の支援内容を維持・拡充する方向性で見直しを行い、恒久化すべきである。

また、銀行界では、競争力の維持・向上を図るため、銀行同士の合併や銀行グループ内の関連会社間の再編が進んでおり、グループ内に住宅ローンの保証会社が複数存在する場合には、それらを合併等することにより、グループ経営の効率化を追求するニーズが高まっている。

しかしながら、保証会社の合併に際しては、求償権にもとづく抵当権（根抵当権）の移転登記時に、登録免許税（債権金額または極度額の1,000分の1）が発生するため、特に保証債権の件数が多い場合には税負担が多額となり、費用対効果の観点から再編を長期間先送りせざるを得ない状況が生じている。

については、グループ経営の効率化を促進する観点から、保証会社の合併等を行う場合は、登録免許税を免除することが望まれる。

＜中小企業等の事業承継・成長支援＞

(9) 事業承継税制の拡充等

- ① 事業承継税制について、法人版事業承継税制（特例措置）に係る特例承継計画の提出期限を延長するなど、各種要件を緩和すること。
- ② 銀行の投資専門子会社等による事業承継会社等への出資に関して、当該出資先企業を「みなし大企業」から除外すること。

わが国の中小企業は、60歳以上の経営者が過半数を占めており年齢水準が高いほか、後継者の不在による廃業等が課題となっている。2025年版「中小企業白書」によれば、近年、後継者不在率は減少傾向にあり、後継者不足は一定程度解消しているものの、依然として過半数の企業は事業承継の問題を抱えている。

また、世界経済の先行き不透明感や、インフレへの対応および人手不足等により、中小企業を中心として厳しい経営環境が続いており、事業承継をより一層円滑化し、高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、中小企業の事業継続に繋げ、地域経済の活力維持・発展を実現することが重要である。

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する事業承継税制のうち、いわゆる「法人版事業承継税制」は、平成30年度税制改正において、中小企業の円滑な世代交代を集中的に促進し、生産性向上を支援する観点から、10年間の贈与・相続に適用される時限的な特例措置として、抜本的な拡充が行われた。

本特例措置は、2027年12月に適用期限を迎えるが、特例措置の適用に当たって必要となる特例承継計画の提出期限が2026年3月末までとされていることから、十分な準備期間を確保するため、提出期限の延長を要望する。

また、現行の適用要件や取消事由の緩和に加えて、(a)米国等のように、一定の要件のもとで、非上場の自社株式に対する評価減等を行うことが可能な仕組みを導入すること (b)株式の信託を利用した事業承継についても事業承継税制の適用対象とすること（後継者の筆頭株主要件への信託の追加等）、などにより、一層利便性の高い制度とすることで事業承継を促し、中小企業経営者の承継手段の選択肢を広げ、地域経済の活性化や雇用の維持に繋げることも重要である。

このほか、銀行が投資専門子会社を通じて、事業承継会社（代表者の死亡や高齢化に伴い、事業の承継に向けて一時的な支援を必要としており、事業承継に係る計画にもとづく支援を受けている企業）等に出資している場合、出資先がいわゆる「みなし大企業」に該当するとして、中小企業向けの税制優遇（法人税の軽減措置等）を適用できないケースがある。この出資は10年以内で時限的であることや、出資先企業の円滑な事業承継等に資する観点から、当該出資先を「みなし大企業」から除外することを要望する。

＜世代間の資産移転を通じた若年層による子育て等の支援＞

(10) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期限の延長

- 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限を延長すること。

わが国の家計金融資産は、約2,200兆円に達するなど、過去最高水準で推移しているものの、その資産は高齢者層に偏在している。

この豊富な金融資産を若年層の教育資金として活用することは、子育て世代の教育に対する不安解消、ひいては少子化対策等に繋がるものである。また、若年層における資金の余裕度を高めることで、消費活性化を通じたわが国経済の好循環をもたらすことも期待される。

したがって、2026年3月末が期限とされている「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」について、適用期限を延長することを要望する。

＜社会課題の解決に繋がる地域エコシステムの構築に資する税制措置＞

(11) 学校法人等へ寄付した際の税制優遇措置の拡充

- 企業が特定公益増進法人（学校法人等）に対して行う寄付について、税制優遇措置を拡充すること。

「企業版ふるさと納税」は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄付を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みである。

現行、法人が「企業版ふるさと納税」を活用した場合、最大で約9割（損金算入：約3割、税額控除：約6割）の税制優遇措置が適用されるが、例えば、特定公益増進法人（学校法人等）への寄付の場合、一定の制度（例、受配者指定寄付金）を通じて行った場合には、全額損金算入が認められるものの、税額控除が適用できないため優遇措置が限定的となっている。

企業による学校法人等への寄付は、「公益活動支援」としての側面だけでなく、相互連携を通じた人材育成や教育機会の拡大、研究開発による社会課題解決、ひいては地域エコシステムの構築に資するものであり、「地方創生」の促進にも繋がることから、新たに税額控除を認めるなど、税制優遇措置の拡充を要望する。

2. 安心・安全で利便性の高い、時代に即した金融インフラの実現

社会のあらゆる場面においてデジタル化が急速に進展しており、社会全体の生産性や国民の利便性等を一段と向上させていくためには、官民一体の各種施策の推進が不可欠である。こうした状況の中、金融インフラの一翼を担う銀行業務においても、一層のデジタル化による業務効率化や利用者の利便性向上に資する取組みが進められている。

税務分野においては、納税者の利便性向上および納税実務の効率化に資する環境整備を進める観点から、1998年に電子帳簿保存制度が開始されたほか、2004年に電子申告や電子納税の運用が開始され、2020年4月1日以降の事業年度からは、大法人を対象として電子申告が義務化されるなど、デジタル化への対応が段階的に進められてきた。

税務分野のデジタル化を進めるうえでは、利用者の実務に十分配慮した実効性の高い仕組みを構築し、幅広い普及を促進することが重要である。近年では、従来からの商慣習やステークホルダーの多さなど様々な制約・課題によってデジタル化が進まなかった領域においても、コロナ禍により日本社会全体のデジタル化の遅れが浮き彫りになったことを契機に、国民の行動様式や意識の変容、そして政府の後押しなどを背景として、大きな進展が見られている。

今後、電子申告・電子納税の義務範囲の拡大に向けては、十分な準備期間を確保しつつ、デジタルチャネルを利用する納税者に対してインセンティブを付与することで行動変容を促すことが望ましい。また、各種税務手続きにおいて、従来書面での提出が求められていた書類等について、真に必要なものであるかを見直すことにより、納税者の利便性を高め、官民のコスト削減や企業の生産性向上を実現することが重要である。

例えば、税・公金の収納業務における手形・小切手による納付の取扱い廃止のほか、電子申告の基盤となっているe-TaxおよびeLTAXの機能改善や運用見直し、クロスボーダー取引に係る本人確認書類の代替措置の検討等を進めることで、幅広い利用者が納税手続きを一層効率的に行うことができるようにする取組みを継続することが不可欠である。

引き続き、社会全体の一層のデジタル化の推進と、それによる利便性・生産性の向上を図るため、税務分野においても官民が不断の努力で連携し、取組みを進めていくべきである。

＜DXの推進による納税実務の効率化＞

(1) 主要税目における電子申告・電子納税の推進

- ① 電子申告・電子納税の義務化。
- ② 納付者が電子納付を選択しやすくなるよう、e-Tax/eLTAX等による電子納付に対する経済的・非経済的インセンティブを付与すること。
- ③ 手形・小切手による納付の取扱いを廃止するなどデジタル化を推進すること。
- ④ e-TaxおよびeLTAXの利便性向上に資する所要の措置を講じること。
- ⑤ 配当割等の所得税の電子納付について、本店等での一括納付を可能にすること。
- ⑥ 各自治体で異なっている地方税納付書の様式について統一すること。

「規制改革実施計画」（2021年6月18日閣議決定）において、「総務省及び財務省は、法人住民税・法人事業税/法人税・消費税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率100%に向けた取組の検討を行う。」とされている。

平成30年度税制改正により、2020年度以降、資本金1億円以上の法人（大法人）は電子申告が義務化されているが、一方で、法人数の約99%を占める資本金1億円未満の法人（中小法人）は電子申告が義務化されていない。また、電子納税は大法人、中小法人いずれも任意となっており、税務手続きの電子化は道半ばとなっている。

今後、税務手続きのデジタル化により納税者の利便性を一層高めることで、官民のコストの削減、企業の生産性向上を実現するべく、電子申告の義務化の対象を現在の大法人から中小法人にも拡大するとともに、電子申告が義務化されている法人は、電子納税も義務化すべきである。

また、電子納税の義務化に当たっては、関係者の十分な準備期間を確保するために一定の猶予期間が必要となることから、猶予期間中に電子納税への移行を促進すべく、e-Taxによるダイレクト納付や地方税統一QRコードを利用する場合に軽減税率を適用するなど、納税者が電子納付を選択することに対して、何らかの経済的・非経済的インセンティブを付与することを併せて要望する。

さらに、税・公金の収納業務に係るデジタル化を一段と推進し、国・地方公共団体・事業法人および金融機関の業務効率化を図ることも重要である。

例えば、手形・小切手による納付の取扱いを廃止すること、地方公共団体から金融機関への口座振替の収納依頼に係るデータ伝送化を推奨すること、複数の電子納税可能な手段を全ての納付書に記載することなどを要望する。

加えて、税務手続きのデジタル化推進のためには、e-Tax/eLTAX の利便性向上も不可欠である。

まず、現行の e-Tax は、「フォルダ機能」によって、申告等データの送信時に格納先フォルダを分けてパスワードを設定することが可能であるものの、業務効率上の課題や、複数部署での ID 共有に起因する内部統制・情報管理上の問題を解消するためには、ID 自体を分けた方が望ましいことから、一部の取引に限定せず、1 法人に対して複数の ID 付与を可能とすることを要望する。

また、現行は使用不可の文字等により、提出手続き時に資料の都度修正が生じていることから、納税者の実務負担を軽減するため、提出フォーマットを柔軟化すべきである。

さらに、eLTAX では、代表者変更や資本金等の異動届を CSV 形式で作成することは可能であるが、作成後の一括修正はできず、個別修正や最初から再作成する必要があるほか、提出先（市町村等）の保存機能がないことから、利便性の向上に向けて機能改善を行うか、都道府県に提出することで各市町村への提出を省略可能にするなど、運用の見直しを行うことが望ましい。

加えて、e-Tax による提出は定款等の写しは基本的に不要であるが、eLTAX による提出は定款等の提出が求められていることから、地方税も国税と平仄を合わせて不要とすべきである。

このほか、データ送信時の容量上限の緩和、eLTAX の ID 取得手続きの簡素化、住民税特別徴収分納付時における給与所得分と退職所得分の一括アップロードへの対応、配当所得税等に係るデータアップロード方式の実現など、納税者の利便性向上・負担軽減に資する所要の見直しを行うことを要望する。

また、現行は、e-Tax を利用して配当割等の所得税を電子納付する場合でも、各支払地で実施する必要があるが、上記のとおり 1 つの ID を全ての支払地で共有し、電子納付を行う運用は困難であることを踏まえ、電子納付の促進や業務効率化に繋がるよう、支払地に属さない本店等における一括納付を可能とすることを要望する。

さらに、各自治体により地方税納付書の様式が異なり、必要事項の記載欄も区々となっている。銀行窓口における内容確認に相応の時間を要し、納税者の待ち時間が長くなる要因となっていることから、円滑な手続きに資するよう、様式の統一化を要望する。

(2) デジタルを活用した各種税務手続きの効率化等

- ① 振替国債等の利子等課税の特例（J-BIEM）等に関する非課税適用申告書・特例書類兼更新申告書の本人確認手続きについて、LEI や GIIN 等の活用を認めるなど、電子化・簡素化を推進すること。
- ② 租税条約届出書・特例届出書・特典条項条約届出書の本人確認手続きについて、LEIやGIIN等の活用を認めるなど、電子化・簡素化を推進すること。

デジタル技術の活用等により事務手続きの効率化を促進する観点から、振替国債等の利子等課税の特例（J-BIEM）等に関する非課税適用申告書・特例書類兼更新申告書の提出手続きについて、さらなる電子化・簡素化を図るべきである。

具体的には、本人確認手続きに係る証明手段として取引主体識別子（LEI: Legal Entity Identifier）や日本の税務当局がアクセス可能な各国の納税者番号（GIIN: Global Intermediary Identification Number等）により代替する方法も新たに認めることや、本人確認書類として租税条約と同様に1年以内（現行は半年以内）に作成された書類まで認めることを要望する。

さらに、本非課税制度の適用を受けるために、外国金融機関等が本邦金融機関経由で税当局に提出する「適格外国仲介業者（QFI: Qualified Foreign Intermediary）の承認申請書」について、不備がない場合は連絡がなされず、適切に受領されたか不明確であることから、運用を見直すことが望ましい。

加えて、異動事項があった場合に提出する「異動申告書」については、租税条約に関する書類と同様に、異動後情報の提出で足りると考えられることから、関係者の実務負担を軽減するため、異動申告書を廃止し、非課税適用申告書・特例書類兼更新申告書の再提出というかたちに統一することを要望する。

また、租税条約届出書・特例届出書・特典条項条約届出書および添付資料（特定条項関係書類等）の提出手続きにおいても、本人確認書類として添付する居住者証明書について、LEIやGIIN等による代替を認めることを要望する。

さらに、e-Taxによる租税条約関係の税務手続きに当たり、J-BIEMとは異なりIDの複数付与が認められていないが、J-BIEMと同一部署で併せて所管していることが一般的であることから、租税条約関係の手続きについてもIDの複数付与を認めるべきである。

このほか、一度に提出可能なCSVデータ容量の引上げのほか、支払調書について租税条約特例届出書と同様にe-Taxによる提出を可能とすること、配当金と同様に利子についても毎月ごとの提出に統一することを要望する。

また、公共法人等の利子非課税申告書について、J-BIEMと同様に、銘柄毎ではなく投資家毎に提出可能とすることで、実務負担の軽減を図るべきである。

③ 発行会社から常任代理人（源泉徴収義務者）に送付されている上場株式等の配当に係る配当金計算書について、送付を不要とすること。

海外投資家に対する上場株式配当等の支払いにおいては、発行会社（または株主名簿管理人である信託銀行等）から常任代理人宛に配当金計算書が送付されることが多いが、上場株式等の配当は、口座管理機関が源泉徴収し、SWIFT電文等で海外投資家のカストディアンに支払通知書が通知可能であるため、配当金計算書は利用していない。

関係者の事務負担・コストの削減等に資するよう、配当金計算書の送付先が常任代理人かつ口座管理機関として源泉徴収を行う場合は、発行会社からの配当金計算書の送付は不要とすべきである。

＜納税環境整備＞

(3) 納税環境整備に資する所要の措置

- ① 税務当局が発行する「債権差押通知書」の電子化を行うこと。
- ② 国税の口座振替に係る国税庁からの入金確認依頼を停止すること。

銀行は、税務当局が国税・地方税の支払いを実施しない納税者に対し、資産を差し押さえるために発行する「債権差押通知書」を受領次第、当該通知書の指示にもとづき、指定された資産を凍結し、税務当局に送金する等の差押えの実行手続きを担っている。

本手続きは、迅速な対応が求められる一方で、関係者の実務負担が重いことから、より円滑かつ効率的に手続きが進むよう「債権差押通知書」の電子化を行うことを要望する。

また、納税者が口座振替を利用して納税している国税（申告所得税、消費税等）については、納付期限に確実な支払いがなされるよう、国税庁から銀行に対して、口座振替日を踏まえた納税者への事前の入金確認依頼を可能な範囲で実施するよう依頼がなされているが、納税資金の管理は納税者自身で行うべきであるほか、対象明細が膨大であり、当該業務に係る各支店の実務負担が非常に大きいものとなっていることから、当該依頼を停止することを要望する。

3. 健全かつ強靱な責任ある金融システムの維持・高度化

企業活動のグローバル化が加速する中、税制が企業の海外進出やクロスボーダー取引の阻害要因とならないよう、国際的な金融取引の円滑化等に資する措置を講じ、健全かつ強靱な金融システムの整備を進めることが重要である。

まず、多国籍企業の課税逃れ（BEPS）に有効に対処するためにOECDで議論されている、市場国に対し適切に課税所得を分配するためのルールの見直し（Pillar 1）およびグローバル・ミニマム課税（Pillar 2）について、わが国ではすでにPillar 2の国内法制化が進められており、順次適用を控える段階にある。

今後、本邦の企業に過度な実務負担をかけず適切に制度対応が図られるよう、一部基準の明確化や見直しがなされるべきである。特に、金融業界は特有の規制および監督を受けていることから、さらなる国内法制化の議論に当たっては、金融機関の業務に与える影響を慎重に検討し、体制整備等を行うための十分な準備期間を確保することが不可欠である。

「外国子会社合算税制」（CFC税制）については、BEPS防止という同じ目的の国際最低課税に統合すべきであり、統合が難しい場合には、諸外国を参考として租税負担割合を国際最低課税と同水準まで引き下げる等、抜本的な見直しや簡素化が求められる。

また、わが国の国際金融センターとしての地位の確立を推進していく観点から、租税条約については、条約が全体として有効とされている場合でも、一部効力が停止していることで条約上の恩典を享受できない状況であることから、速やかに二重課税を排除する措置を講じ、わが国企業の国際競争力を維持すべきである。また、ファンドを介したクロスボーダーのインバウンド投資について、海外投資家が円滑に租税条約の適用を受けられる環境を整備すべきである。

さらに、外国子会社から受ける配当やグループファイナンスに関して外国子会社から受け取る利息について全額益金不算入とすることや、外国税額控除制度について、控除限度超過額と控除余裕額の繰越期間を延長するとともに、法人税、地方法人税および地方税のいずれにおいても整合的な取扱いとする等、企業のグローバル展開を阻害しないよう所要の見直しがなされることが望ましい。

あわせて、金融取引の活性化に向けた障害とならないよう、投資法人の導管性要件の緩和のほか、特定外国法人の債券現先取引や外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化等を行うべきである。

このほか、金融機関等の経営健全性に資する税制の見直しや、社会情勢の変化に応じた組織再編等による国際競争力の維持・強化に向けて、スピンオフ税制を含む組織再編税制の拡充やグループ通算制度の見直しのほか、受取配当等の益金不算入制度の見直し等が進められることも期待される。

＜OECDの「BEPS行動計画」最終報告書を受けた国内法制化等＞

(1) BEPS防止に向けたわが国における「国際最低課税」への対応等

- ① OECDの「BEPS行動計画」最終報告書を受けた今後の取組みにおいて、国内法制化や租税条約の改正に当たっては、金融機関の業務への影響を十分に考慮すること。
- ② わが国におけるグローバル・ミニマム課税制度である「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」（国際最低課税）について、
 - a. 銀行等の日本国内本支店と海外支店との間で受払する本支店間利子等について、移行期間CbCRセーフ・ハーバーにおける税引前損益の調整対象および、所得合算ルールにおける当期純損益金額の調整対象とならないことを明確化すること。
 - b. 国別実効税率の計算に当たって、外国子会社合算税制（CFC税制）による合算課税が翌期に行われる場合、合算課税の対象となる構成会社の当期純損益金額（分母）に対応する税金費用（分子）は翌期に発生し、分母・分子の対象期間が不一致となることから、翌期の連結財務諸表に含まれる合算課税額について、分子への加算を認めること。
 - c. 自国内最低課税額に係る税を課すこととされている場合に、その所在地国に係るグループ国際最低課税額を零とする適用免除基準（QDMTTセーフ・ハーバー）について、その適用対象となる国・地域を公表すること。
 - d. 外国税額控除制度において、自国内最低課税額に係る税は、外国税額控除限度額に関わらず、その全額を外国税額控除の対象とする等、二重課税排除の観点から所要の措置を講じること。
 - e. その他所要の措置を講じること。

OECDは、各国が二重非課税を排除し、実際に企業の経済活動が行われている場所での課税を十分に可能とするため、2015年10月、「BEPS行動計画」（Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）の15の行動計画すべてについての最終報告書を公表し、わが国においても、上記最終報告書を受けた国内法制化が順次進められている。

このうち、デジタル経済における課税上の課題については、OECDにおいて、市場国に対し適切に課税所得を分配するためのルールの見直し（Pillar 1）およびグローバル・ミニマム課税の導入（Pillar 2）について議論されてきた。これらについては、2021年10月に最終的な国際合意がなされ、現在、Pillar 1については実施に向けた具体的なルールの議論が、Pillar 2については各種ガイダンス等が公表され、すでに各国において国内法制化を実施している。

わが国においては、令和5年度税制改正において、Pillar 2の法制化が進められ、「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」（国際最低課税）および「特定基準法人税額に対する地方法人税」として、所得合算ルール（IIR: Income Inclusion Rule）が導入されるとともに、情報申告制度が創設された。また、対象企業の事務負担に配慮して、適用開始時期は2024年4月以後に開始する対象会計年度とされたほか、既存の国別報告事項（CbCR）等の情報を用いた移行期間セーフ・ハーバーも導入された。

そして、令和7年度税制改正では、Pillar 2のうち残されていた2つのルールである、軽課税所得ルール（UTPR: Undertaxed Profits Rule）および国内ミニマム課税（QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）の法制化も行われ、適用開始時期は2026年4月以後に開始する対象会計年度とされた。

さらに、所得合算ルールについては、令和6年度および令和7年度税制改正において、OECDから発出されたガイダンスや国際的な議論の内容等を踏まえた制度の明確化など、所要の見直しが実施されている。

引き続き、追加的に国内法制化を検討するに当たっては、多国籍企業の課税逃れに対処するというBEPSの趣旨を踏まえるとともに、金融業界が業界特有の規制および監督を受けている点を十分考慮する必要がある。加えて、金融機関の業務に与える影響を慎重に検討し、体制整備等を行うための十分な準備期間を確保することも求められる。

また、「BEPS行動計画」にもとづく租税条約の改正に当たっては、金融機関にとって過度な事務負担が生じないよう慎重な交渉を行うことを要望する。

国際最低課税の適用に関して、銀行等の日本国内本支店と海外支店との間で受払される本支店間利子等は、銀行等の通常の事業活動にもとづくものであり、課税逃れを目的としたものではないが、法令上、移行期間CbCRセーフ・ハーバーにおける税引前損益の調整対象および、所得合算ルールにおける当期純損益金額の調整対象か否かが不明瞭となっている。本支店間利子等は年度毎に大きく変動する可能性があり、日米など法定実効税率が15%を大きく上回る国の実効税率を計算上引き下げてしまい、不測の国際最低課税を生じさせる懸念があることから、調整対象とならないことの明確化を要望する。

また、外国子会社税制（CFC税制）により外国子会社の所得が親会社に翌期合算課税される場合、国際最低課税における国別実効税率の計算に当たって、当期の純損益金額（分母）に対応する税金費用（分子）が翌期に発生することになるため、分母・分子の対象期間が不一致となり実態よりも実効税率が低く算出されることとなる。この点、令和7年度税制改正において、CFC税制に係る法人税等

調整額を調整後対象租税額に含めること（プッシュダウン）を認める方針が示されたが、当期における翌期税額の正確な見積りは困難であることを踏まえ、申告納税義務の安定的な履行の観点から、翌期の連結財務諸表に含まれる合算課税額について、当期の分子への加算を認めることを要望する。

このほか、QDMTTセーフ・ハーバーの要件を満たす国については、グローバル・ミニマム課税に係るトップアップ税額をゼロとみなすことができることとなっている。その適用を受けるためには、子会社等の所在地国の国内ミニマム課税制度が一定の要件を満たす必要があるが、現状、その判定は各納税者に委ねられており、納税者によって異なる結果となる可能性があることから、適用対象となる国・地域を政府において公表することを要望する。

また、令和6年度税制改正で自国内最低課税額に係る税は外国税額控除制度の対象とされたが、あくまで他の外国法人税と同様の位置付けで、外国税額控除限度額の範囲内での控除を認められたものに過ぎない。自国内最低課税額に係る税は、国際合意にもとづき外国で課される税であり、二重課税排除の観点から、外国税額控除限度額に関わらず、その全額を控除の対象とすべきである。

上記のほか、国際最低課税については、以下のような所要の措置を講じるべきである。

- ・ 個別計算所得等の金額の計算における租税回避的な資金供与に係る費用の対象範囲を明確化すること。
- ・ 連結決算の過程において海外PEの財務諸表がなく簡便的な処理を行っている場合（例、海外PE単位で税効果会計の適用をしていない等）に、連結決算後、国際最低課税の計算のために海外PEの財務諸表を調整してもよい（例、税効果会計を適用する等）ことを明確化すること。
- ・ 国際最低課税の対象となる法人の全てが、対象会計年度開始の日の属する年の前年12月における欧州中央銀行によって公表された平均レートを使用して、閾値のユーロを本邦通貨表示の金額へ換算することから、政府において当該平均レートを公表すること（現在、「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関するQ&A」において示されている本邦通貨表示の金額に換算する方法（欧州中央銀行のウェブサイトにおいてどのように円/ユーロレートの平均レートを確認するか）ではなく、平均レート自体を公表すること）。

(2) 外国子会社合算税制の抜本的な簡素化

- 「外国子会社合算税制」(CFC税制)について、
- ① 国際最低課税に統合すること。
 - ② 国際最低課税への統合が難しい場合には、抜本的な簡素化を行うこと。

現行の「外国子会社合算税制」(CFC税制)は、平成29年度税制改正で総合的な見直しが行われたほか、令和元年度税制改正で米国における法人税率の引下げによる影響を踏まえた見直しが行われた。またPillar 2の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和5年度税制改正においては、特定外国関係会社(ペーパー・カンパニー等)の適用免除要件である租税負担割合が30%から27%に引き下げられるとともに、書類添付義務について添付対象外国関係会社の範囲が緩和される等の見直しが行われた。さらに、令和6年度および令和7年度税制改正においては、ペーパー・カンパニー特例に係る収入割合要件について、外国関係会社の対象事業年度に係る収入等がない場合の判定不要化や、外国関係会社に係る所得の合算時期の見直しなど、追加的な措置が講じられている。

CFC税制は実態がない軽課税地の出資先等に対して課税するものであり、国際最低課税は全ての軽課税地の子会社等に課税する税制であることから、課税対象や防止する租税回避行為は異なるものの、いずれもBEPS防止を目的としている。これらについては、それぞれ異なる基準による多大な事務負担が発生しているため、これらが併存することによる納税者の負担は極めて大きい。したがって、CFC税制を国際最低課税に統合すること要望する。

なお、諸外国では、国際最低課税の導入に伴い、CFC税制のトリガー税率を国際最低課税の税率と合わせ15%に引き下げたり、国際最低課税の規定に沿った簡易な税率計算の結果を用いたCFC税制のセーフ・ハーバーの設定などの見直しがなされている。仮にCFC税制を直ちに国際最低課税に統合することが難しい場合には、CFC税制の抜本的な簡素化として、CFC税制の適用免除要件である租税負担割合を15%に引き下げることが要望する。令和5年度税制改正において、特定外国関係会社に係る適用免除要件である租税負担割合が27%に引き下げられたものの、引き続き、この27%を下回る外国子会社は多数存在しており、租税回避リスクが高くないと考えられる子会社を含めて、一律に特定外国関係会社の該当性の判定作業が必要であることから、申告事務に係る過度な負担が生じている状況は変わっていない。また、対象外国関係会社(経済活動基準のいずれかを

満たさない会社)については、適用免除要件である租税負担割合は20%とされているが、こちらについても同様であり、租税負担割合を少なくとも15%に引き下げるべきである。

また、本店所在地が無税国であり、支店が本邦に所在する外国関係会社に係るCFC税制上の租税負担割合の計算について、現行制度では、計算式の分子に含まれる「外国法人税」が外国税額控除制度における外国法人税を参照しているため、本邦に所在する支店において納税が行われている場合であっても、これらの税額は分子に含まれず、租税負担割合が0%と判定される結果、当該外国関係会社は合算課税の対象となる。

この点、法人税等（法人税、地方法人税、住民税法人税割）については外国税額控除の適用対象となる一方で、事業税については対象外であり、合算された所得が当該支店の事業税の課税対象になることから、同一の所得に対して二重に課税されることとなる。したがって、二重課税の回避および実務負担の軽減を図る観点から、本邦に所在する支店において納税された法人税等を租税負担割合の分子に含めることを要望する。

このほか、CFC税制においては、外国関係会社の所得のうち一定の要件を満たすものを「特定課税対象金額」として国内親会社に合算課税する仕組みが採用されているところ、外国関係会社を間接的に保有する場合においても、当該外国子会社の所得が一定の要件を満たす場合には「間接特定課税対象金額」として合算課税することとされている。

「間接特定課税対象金額」は、直接保有の場合と同様に、実質的に日本の親会社が支配している外国子会社の所得に対して課税を行うものであるが、益金不算入に係る繰越期間が2年とされており、「特定課税対象金額」の繰越期間（10年）と比較して著しく短いことから、課税の公平性を確保するため、10年に延長すべきである。

加えて、外国関係会社の活動実態の判定に当たっての基準の明確化（例、外国関係会社が事業譲渡等により事業年度の中途に休業状態となった場合等）など、対象となる企業の実務負担等を緩和するため適切な措置を講じることを要望する。

＜グローバルな投資・事業活動の促進および国際競争力の維持・向上＞

(3) クロスボーダー投資の活性化等に資する租税条約に係る所要の見直し

- ① 租税条約について、条約が有効とされている場合でも、一部効力が停止していることにより、条約上の免税・減税措置が適用されていない場合には、二重課税の排除に資する所要の措置を講じること。

租税条約は、課税関係の安定（法的安定性の確保）、二重課税の除去、脱税及び租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するものとして、わが国も多数の国々と租税条約を締結している。

わが国はロシアとの間でも租税条約を締結しており、2018年10月から発効しているが、2023年8月、ロシアのプーチン大統領は、日本等の「非友好国」との間の租税条約の一部条項を停止する大統領令に署名し、条約上は「免税」とされる利子について、停止後は20%の源泉徴収が適用されているほか、国外送金も規制されている。

このため、現状、ロシアに現地法人を有する邦銀においては、本邦の本店から、ロシアの現地法人に対するグループ内貸付について、利子部分に源泉徴収がなされており、本邦とロシアで二重課税の状況となっている。

また、本邦の本店において、租税条約がない場合に二重課税を解消する枠組みである「外国税額控除制度」の利用を求めたところ、本邦の税当局からは、「租税条約は有効であり、外国税額控除は利用不可」との見解が提示されており、二重課税が未解消の状況となっている。

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻およびこれを受けたロシアに対するわが国の経済制裁実施以降、邦銀のロシア現地法人は、人道支援等を目的として医薬品・医療機器・農業関連等を取り扱う日系メーカー・販売会社と取引を継続しているほか、わが国の資源確保・安定供給を目的に国策として事業を継続している大手商社等のサポートを継続している。邦銀のロシア現地法人の顧客の大宗は日系企業であり、当該日系企業は、上記のとおり、ロシアによる国外送金規制により、資金をロシア国内に滞留せざるを得ない状況である。ロシア地場銀行の多くは経済制裁の対象となっていることから、対外決済ができず、また、欧米の銀行についても、ロシアの現地法人の事業を縮小しており、新規顧客は原則として受け入れていないことから、決済サービスの提供を継続している邦銀は日系企業にとって不可欠な存在となっている。また、ロシア政府は、非友好国が出資する金融機関等の株式売却・移転を許可制としており、邦銀のロシア現地法人はその対象であるほか、非友好国が支配する有限会社の株主変更も許可制としており、日系企業の大宗がその対象となっている。

今般のロシア政府による租税条約の一部条項の一方的な効力停止は、「課税関係の安定（法的安定性の確保）、二重課税の除去、脱税及び租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資する」という租税条約の趣旨に反するものであり、わが国として容認できるものではないと思われる。しかしながら、ロシアに所在する日系企業や邦銀のロシア現地法人が、ロシア政府による租税条約の一部条項の一方的な効力停止によって、二重課税等の不利益を受けているのは事実である。

邦銀のロシア現地法人は、金融機関の責務として、ロシア国内に所在する日系顧客の預金・決済等を支えるために、ロシア国内の事業を継続しているものであり、租税条約の一部条項の効力停止を主張するロシア政府と、租税条約は有効とするわが国政府との見解の相違があったとしても、このような二重課税等の不利益からは救済されるべきである。また、本件が「条約締結国からの一方的な効力停止を理由として、本件と同様の状況が発生・継続した場合には、その不利益は納税者が負う」という前例となってしまった場合、租税条約という制度そのものに対する信頼性が揺らいでしまうおそれもある。

ついては、条約が有効とされている場合でも、一部効力が停止していることにより、条約上の免税・減税措置が適用されていない場合には、二重課税の排除に資する所要の措置を講じることを要望する。

- ② わが国の国際金融センターとしての地位の確立を推進していく観点から、パススルー型のファンド等を介したクロスボーダー投資について、租税条約を円滑に適用することができるよう所要の措置を講じること。
- ③ 租税条約について、租税条約上の各種判定が困難とならないよう定義の明確化等の所要の措置を講じること。

わが国が締結している租税条約においては、二国間の投資を促進する観点から、クロスボーダー投資について、源泉地国での源泉徴収を減免する措置が盛り込まれている。しかしながら、パススルー型のファンド等を介したクロスボーダー投資については、ファンドレベルではなく、受益者である投資家（構成員）レベルで租税条約の申請手続きをする必要があるほか、構成員の変更について都度報告が求められることから、特に投資家が多数となるファンドに関しては実務上の対応が困難であり、租税条約を実質的に適用できない状況となっている。

わが国から海外への投資（いわゆる「アウトバウンド投資」）については、昨今、わが国のファンドに対して、租税条約の適用を認めないとの見解を示す国が一定数あり、わが国のファンドに係る租税条約が適用できないことによる損失額は、年間で数十億円に上るとの試算もある。

一方、海外からわが国への投資（いわゆる「インバウンド投資」）についても、海外ファンドがわが国において租税条約の適用を受けることが困難な状況にあり、例えば、スイスは、同国のファンドがわが国において租税条約を適用できないとして、長年、わが国に交渉を持ちかけている状況にある。

OECDにおいては、ファンドを介したクロスボーダー投資について租税条約上の恩典を享受できていない問題について議論されており、対応案として、①源泉地国から承認を受けた公認仲介業者が、投資家に代わり、租税条約上の恩典の請求を行うことを認める制度の導入、②各国間の租税条約において、ファンド自体が租税条約の恩典請求を行うことを可能とする措置を盛り込むこと、が提示されている。

二国間の投資を促進するという租税条約の趣旨に鑑みれば、ファンドを介した投資についても、本来的には租税条約が適用されるべきであり、わが国の国際金融センターとしての地位の確立を推進していく観点から、まずは国内法の改正等を通じて、インバウンド投資を促進するための環境整備を率先して実施することが重要であり、それを以って諸外国にも同様の対応を図るよう協力を呼びかけ、アウトバウンド投資先の条約相手国で租税条約適用が認められるよう交渉を進めるべきである。

まず、パススルー型のファンド等については、例えば、外国預託証券（DR）の取扱いを参考とするなどして、ファンド単位で租税条約の申請手続きを行うことができるよう所要の措置を講じること、および投資家単位で租税条約の申請手続きを行う場合でも、より円滑にできるよう、所要の措置を講じることが要望する。

また、関係者の実務手続きを効率化するため、租税条約届出書の様式の電子化・簡素化を行うことや、租税条約の適用手続き（届出書や添付書類の提出）に当たって、一定の要件を満たす金融機関（源泉徴収義務者）については、e-Taxを通じて必要最低限の事項を一覧化したリストファイルを税務署に提出し、提出書類・ファイルについては、金融機関での留置きを可能とすることを要望する。

加えて、租税条約の特典条項の適用に当たって、租税条約に関する届出書または特例届出書と併せて提出が必要となる様式17（特典条項に関する付表）については、特典条項の適用区分に応じて異なる再提出不要期間（3年または1年）が定められている。この点、届出書や特例届出書自体には定期的な再提出義務は明記されていないほか、租税条約にもとづいて再提出義務が課されているものではないことから、関係者の事務負担を軽減するため、再提出を不要とするか、再

提出不要期間を一律３年間に統一することが望ましい。

このほか、非居住者に対する支払に係る源泉所得税については、居住者に対する支払と同様に原則翌月10日までに納付することとされているが、休祝日の関係等で非常に短期間での対応を要していることから、追加納付や還付請求手続きを削減するためにも、納付期限を翌月末へ変更することを要望する。

また、租税条約の適切な運用に資するよう、租税条約上の各種判定（不動産化体株式であるか、外国籍任意組合等が法人に該当するかの判定等）が困難とならないよう定義の明確化等の所要の措置が講じられるべきである。

(4) 外国子会社から受領する配当・利子に係る益金不算入制度の拡充

- ① 外国子会社配当益金不算入制度について、一定の要件を満たす場合、当該配当を全額益金不算入とするほか、外国子会社認定要件である持株比率を現行の25%から引き下げるなど、拡充・見直しを行うこと。
- ② グループファイナンスに関して外国子会社から受け取る利子について、益金不算入とすること。

外国子会社から受ける配当については、わが国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流に向けた環境整備のため、平成21年度税制改正において、内国法人が持株割合25%以上であって、かつ、その状態が剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上継続している外国子会社から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、その剰余金の配当等の額からこれに係る費用の額に相当する額（剰余金の配当等の額の5%相当額）を控除した金額を益金の額に算入しないことができる制度（外国子会社配当益金不算入制度）が創設された。

一方で、外国子会社から受ける配当を原資として、一定期間内に当該外国子会社所在国にさらなる投資を行うようなケースにおいて、企業グループ全体で考えれば、(a)外国子会社Aから本邦本社が配当を受け、本邦本社が外国子会社Bに投資を行う場合と、(b)外国子会社Aから外国子会社Bに投資を行う場合のいずれにおいても、投資資金が外国子会社Bに至ることは同じであるが、現行の外国子会社配当益金不算入制度を踏まえると、(a)では本邦本社において益金算入される5%相当額は課税されるため、(b)の方が資金効率としては望ましいこととなる。

企業活動のグローバル化が進展し、グローバルな投資がわが国企業の成長に重要となっていることから、本邦本社による一元的な投資判断および資金管理を行うニーズが存在する一方、5%相当額の課税の存在が、わが国への資金還流を妨げる要因になりかねない。

この点、例えば、企業によるグローバルな投資が活発に行われている米国では、持株割合10%以上の子会社から受ける配当は全額が益金不算入とされている。

以上を踏まえ、わが国企業の本邦本社における一元的な投資判断および資金管理を促進する観点から、外国子会社から受ける配当について、一定期間内に当該外国子会社の所在国に再投資する等の要件を満たす場合には、当該配当を全額益金不算入とすべきである。

また、外国子会社の認定要件である持株比率については、現行の25%から引き下げるのが望ましい。

さらに、持株割合25%に関する適用判定について、現行は形式的な「株式数」または「議決権」が基準とされているが、無議決権株式や優先株式等を通じた出

資形態において、実質的な支配関係が存在するにもかかわらず制度の適用が認められない、または逆に経済的実態を伴わない形式的な支配により制度が適用されるといった不均衡が生じ得る。

こうした実態を踏まえ、実質的な経済的持分にもとづく支配関係も考慮する仕組みとすることが、制度の趣旨に沿った適切な運用であると考えられる。

加えて、外国子会社配当益金不算入制度においては、個別法人ごとの持株比率にもとづき支配関係が判定されるが、国内の受取配当金の益金不算入制度においては、完全支配関係にある法人間における持株比率を合算して判定することが認められている。これは、グループ全体としての実質的な支配関係を反映した制度設計であり、制度の公平性および実務上の整合性を確保する観点から、外国子会社配当益金不算入制度においても、完全支配関係にある法人間の持株比率を合算して判定する仕組みの導入を要望する。

また、配当による資金還流だけでなく、近年、クロスボーダーのグループファイナンスが一般化しており、いずれもグループ内における効率的な資金管理の手段となっている。本邦本社による一元的な資金管理を促進するため、グループファイナンスに関して、外国子会社から受け取る利子も益金不算入とすることを要望する。

(5) 外国税額控除制度の拡充等による二重課税排除の徹底

- 現行の外国税額控除制度について、
- ① 適用対象外となる外国法人税の見直しに当たっては、海外進出の形態の相違による税負担の格差が拡大することのないよう、慎重に検討すること。
 - ② ビジネスの実態や課税の適切性等を踏まえ、控除限度超過額と控除余裕額の繰越期間を無期限とするか、少なくとも延長すること。
 - ③ 法人税、地方法人税および地方税のいずれについても整合的な取扱いとする等、所要の見直しを行うこと。
 - ④ その他、金融業の特性などを踏まえ、利子等に係る高率負担の判定基準を見直すなど、所要の措置を講じること。

近年、諸外国では、税源浸食等に対する懸念から、国外関連者への支払に対する追加的な課税を導入し、邦銀を含む当該国における外国法人の支店にも適用する事例が見られる。こうした課税措置は、BEPS対策の一環として導入されることが多く、米国のBEAT（Base Erosion and Anti-abuse Tax）などがその代表例である。令和2年度税制改正では、外国税額控除制度の適用範囲について、わが国で所得と認識される金額に課される外国法人税に厳格に限定する方針が示され、BEATなどは外国税額控除の適用対象外とされた。

OECDにおいては、Pillar 1 およびPillar 2 に関する国際的な合意形成が進展しており、各国で法制化が進む中、こうした国際協調の枠組みに反して外国税額控除の適用範囲を厳格化するなど、特定の外国税を控除対象外とすることは、海外への進出形態の相違による税負担の格差を助長するのみならず、わが国企業の国際競争力を削ぐことにも繋がりがかねない。

以上を踏まえ、外国税額控除制度の適用対象外となる外国法人税の見直しに当たっては、進出形態の相違による税負担の格差が拡大することのないよう、慎重に検討することを要望する。

また、現行の外国税額控除制度においては、控除対象外国法人税額が控除限度額を超える場合の当該超過額である「控除限度超過額」および控除限度額が控除対象法人税額を超える場合の当該控除限度額の枠の余りの部分である「控除余裕額」について、いずれも3年間の繰越期間が認められている。

この3年間の繰越期間については、例えば、国際分散投資を通じて資産運用を行う場合、投資先諸国における税制および事務手続きの関係上、外国税額の納税額の確定や書面の発行に要する期間が長期に亘り、現行の3年間の繰越期間では対応できないケースが生じている。このほか、国外所得に比して国内所得の割合が低い場合に「控除限度超過額」が生じ、現行の3年間の繰越期間内で外国税額を控除できないケースも生じる可能性がある。

クロスボーダー取引が恒常的に行われている昨今において、二重課税を排除するという制度趣旨のもと、わが国企業の国外投資・事業活動の促進および国際的競争力の維持の観点から、「控除限度超過額」および「控除余裕額」の繰越期間について、現行の3年間から無期限とするか、少なくとも延長を要望する。

さらに、現行の外国税額控除制度は、法人税、地方法人税、道府県民税および市町村民税（以下、道府県民税および市町村民税を合わせて「地方税」という。）について認められているが、「控除限度超過額」および「控除余裕額」の繰越が認められているのは法人税および地方税のみであり、地方法人税は繰越が認められていない。また、税額還付が認められるのは、法人税および地方法人税のみであり、地方税は税額還付が認められておらず、過去3年度内の各年度において控除できなかった額を、翌年以降の地方税から控除する仕組みとなっている。

外国税額控除制度が二重課税を排除する趣旨である点を踏まえると、法人税、地方法人税および地方税はいずれも整合的な取扱いとすべきであり、2019年10月1日以降、地方法人税率の引上げと地方税率の引下げが行われたことに伴い、現行制度上適用可能な繰越が実質的に縮減されていることから、地方法人税についても同様の繰越制度の創設を要望する。また、地方税についても税額還付制度の創設を要望する。

このほか、外国税額控除制度において、控除対象外国法人税額は外国で課された税金のうち、所得に対する負担が高率な部分の金額などを除いたものとされている（日本の実効税率を超える高税率により課された場合は二重課税の問題は生じないと考えられるため）。

金融業は、利子収入が多い特性を踏まえ、利子等に係る収入金額を課税標準とする外国法人税について、所得率（利子所得等の課税所得÷総収入金額）にもとづく判定（原則は10%が基準）が求められているが、「総収入金額」は金利上昇により増加するため、所得率が実態よりも低く算出され、ひいては控除対象外国法人税額が減少する可能性がある。この点、他業態では「売上原価控除後の収入」が利用されていることを踏まえ、課税の公平性を確保する観点から、金融業においても「総収入金額」ではなく、売上原価に相当する金額を控除した「業務粗利益」に変更することを要望する。

また、現行は源泉徴収を行う国・地域において、現地の税制で税額控除の対象となるものについては外国税額控除の適用対象ではなく、高率負担の判定が不要とされているが、税額控除はされないものの、源泉税を課される所得そのものが現地法人税の計算に当たって控除されるものについても、高率負担の判定が不要であることを明確化するなど、所要の見直しが行われることが望ましい。

(6) 米国のFATCAへの対応等に係る実務負担の緩和

- ① わが国における、米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）等に関する対応について、
 - a. モデル2 IGAにもとづく対応から、モデル1 IGAにもとづく対応に移行するための所要の措置を講じること。
 - b. 移行までの期間、本邦金融機関からのFATCAに関する報告先を米国内国歳入庁（IRS）から本邦税務当局へと変更する等の所要の措置を講じること。
- ② 実特法において、住所記載のない2020年旅券を提示書類として許容する措置を講じること。また、2020年旅券のみの使用は許容し難いのであれば、少なくとも何らかの追加書類を提示することを条件に、2020年旅券の使用を許容する措置を講じること。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関する米国と各国との協定（IGA）には、①金融機関が各国税務当局を通じて米国内国歳入庁（IRS）に間接的に米国口座情報を提供する「モデル1 IGA」と、②金融機関が情報提供について同意を得た口座（協力米国人口座）の情報をIRSに直接提供し、同意を得られない口座（非協力口座）の情報は、その総件数・総額をIRSに提供する「モデル2 IGA」があり、わが国では、モデル2 IGAにもとづく対応を実施している。

他方、OECDでは金融口座情報を自動交換するための共通報告基準（CRS: Common Reporting Standard）が策定され、わが国ではCRSに対応するため、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（実特法）が改正され、2018年より金融機関から本邦税務当局への報告が開始した。

こうした状況下、現在、米国を居住地国とするお客さまは、金融機関と一定の取引を行う場合、FATCAと実特法の両制度の届出対象者となるが、実特法の届出書の記載事項には、FATCAの報告に必要な事項が含まれており、手続きの重複が生じている。また、本邦金融機関にとっては、モデル2 IGAによる報告に対応するために、英語でのFATCA制度の理解、制度改正のフォロー、報告システムの整備等、相当な負担が生じている。

以上から、わが国のFATCA対応については、実特法との手続き重複や、金融機関の負担軽減の観点から、モデル2 IGAにもとづく対応から、モデル1 IGAにもとづく対応に移行するための所要の措置を講じることを要望する。

一方、お客さまおよび金融機関の手続き上の負担は早期に解消することが求められるものの、本措置への対応には、日米政府間の交渉が必要であり、早期の実現可能性は米国の様々な事情にも左右される。そのため、モデル1 IGA移行までの次善の対応として、現行の対応を修正し、本邦金融機関からのFATCAに関する報告先をIRSから本邦税務当局へ変更し、IRS宛の「報告への同意」を不要とす

る措置、具体的には現在のFATCAの取扱いの根拠となる日米共同声明の修正を含めた措置を講じることを併せて要望する。

また、実特法にもとづく本邦税務当局への報告に当たり、金融機関がお客さまから提示を受ける書類のうち、2020年旅券(2020年から発給が開始された新型の旅券)については、所持人記入欄が削除されたことにより、住所の記載がなく、同法施行規則で定める提示書類の要件を充たさなくなった。しかしながら、旅券のほかに認められている提示書類は、住民票の写し、印鑑証明書、健康保険証、運転免許証等であり、海外在住の日本人の提示書類として旅券のほかに提示が容易なものは限定されている。また、現地発行の官公庁書類は、現地の言語で記載されていることから、金融機関が真贋を識別することは困難である。

このため、2020年旅券が提示書類として使用できないことによって、本邦税務当局への今後の報告手続に支障が生じることも懸念されることから、2020年旅券の使用を許容する措置を要望する。また、2020年旅券のみの使用は許容し難いのであれば、犯罪収益移転防止法において許容されているように、少なくとも何らかの追加書類を提示することを条件に、2020年旅券の使用を許容する措置を講じていただきたい。

(7) テリトリアル課税の導入

- 海外進出の形態間の税負担の公平性および本邦企業の国際競争力の確保の観点から、国外支店の所得に係る二重課税排除の方式を、現行の「外国税額控除方式」から「国外所得免除方式」に変更すること。

わが国では、国際的二重課税の排除方式として、支店の所得については、「外国税額控除方式」、子会社の所得については、「国外所得免除方式」の考えにもとづく「外国子会社配当益金不算入制度」が採用されている。

このため、国外源泉所得に対する法人税率を比較すると、支店の場合では本邦税率が適用される一方、子会社の場合では現地税率が適用され、進出形態の違いにより、税負担に格差が生じる状況となっている。

かかる中、①海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフットイング、および、②本邦企業の国際競争力の確保の観点より、支店の所得に係る二重課税の方式を、現行の「外国税額控除方式」から「国外所得免除方式」に変更することを要望する。

① 海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフットイング

本邦企業の海外進出形態については、進出先の法制度や市場環境等を踏まえ、各企業のビジネス戦略にもとづき決定されるべきところ、進出形態で税負担に格差が生じる現行の税制は、企業の経済活動における選択を歪めている可能性がある。税の中立原則の観点において、進出形態に関わらず、税負担の公平性が確保されるべきものとする。

国際課税ルールにおいても、課税上、支店と子会社を同等に取り扱うことが近時の潮流となっており、各国で導入が進んでいるグローバル・ミニマム課税の中でも、支店を一つの構成事業体として、子会社と同等に取り扱うことが定められている。

したがって、税負担の公平性の確保に当たっては、国際的な議論との平仄も踏まえ、支店の所得に係る二重課税の排除方式を、子会社の所得と同様、「国外所得免除方式」に変更することを要望する。

② 本邦企業の国際競争力の確保

上述のとおり、支店の所得に係る二重課税の排除方式について、わが国は「外国税額控除方式」を採用している一方、欧州諸国を中心に「国外所得免除方式」の採用が主流となっている。

このため、本邦企業と「国外所得免除方式」を採用している国の企業の在外支店間で、所得に適用される法人税率が異なり、税負担に格差が生じる。

依然としてわが国の法人実効税率（29.74%）が諸外国に比べ相対的に高水準

にある状況に鑑みると、総じて本邦企業が支店形態で海外進出を行う場合、当該税負担の格差から、他国企業との国際競争力の観点で問題が生じ得る。

特に銀行は、現地規制等の関係により、取引先へのサービス提供上の制約を避ける観点から、海外進出に当たり支店形態を選択するケースが多く、他国銀行の在外支店との競争上、不利な立場に置かれることになる。

邦銀取引が中心の本邦企業の実態を踏まえると、本邦企業の海外ビジネスを支える邦銀の国際競争力の低下は、本邦企業全体の国際競争力の低下に繋がり得る。

税制の見直しにより、邦銀の国際競争力の確保が図られることは、本邦企業のさらなるグローバル展開を促進し、当該企業が海外で得た利益等が国内に還元されることで、国内投資や消費が活性化され、国内経済の成長にも繋がることが期待される。

＜金融取引活性化に向けた障壁の撤廃＞

(8) 投資法人等の導管性要件の緩和等

- ① 投資法人等の運用対象（特定資産）が拡大される場合、当該特定資産が導管性要件を満たすよう、所要の措置を講じること。
- ② 不動産投資市場のさらなる活性化・拡大に向けて、投資法人の導管性要件について、「借入先要件」および「非同族会社要件」を緩和し、機関投資家以外の先を追加すること。
- ③ 特定目的会社について、導管性要件を緩和すること。

経済活性化に向けて、個人金融資産の有効な活用が求められる中、各種インフラ資産を投資法人等の運用対象（特定資産）に追加することは、個人向けの新しい金融資産の提供に資することとなる。また、今後、成長が見込まれ、社会的にも必要性が認識されている各種インフラに係る新たな市場の創設は、公的な資金を必要とせず、当該インフラの整備・充実を促進し、当該分野の需要の取込みにも繋がるものである。

このような観点から、現在は非常に限定的である運用対象（特定資産）が拡大し、新たなインフラ資産が追加される場合には、それと整合的に当該特定資産が導管性要件を満たすよう、所要の措置を講じるべきである。

また、不動産投資市場を牽引する上場不動産投資法人（J-REIT）は、2001年の初上場以来、順調に市場規模を拡大させており、2025年3月末時点の資産規模は約23.8兆円となっているほか、非上場不動産投資法人（私募REIT）の資産規模は約7.2兆円となるなど、着実に市場規模を拡大させており、さらなる成長が期待されている。

不動産投資法人は、長期保有による不動産賃貸が主たる事業であり、継続的な借入・借換ニーズが存在する。一方で、投資法人が導管性要件を満たすためには、借入による資金調達先が、金融機関等の税法上の機関投資家に限定されている。

こうした中、株式会社・合同会社を用いて投資法人向けローンを原債権としたCMBS（Commercial Mortgage Backed Securities：商業不動産担保証券）の組成・発行を行い、機関投資家以外の投資家へ販売することが可能となれば、法人投資家や個人投資家、海外投資家等、幅広い層からの投資資金流入を通じたデット市場の多様化に繋がり、不動産投資市場の発展に寄与するものと考えられる。

したがって、投資法人の導管性要件について、「借入先要件」を緩和し、機関投資家以外の先を追加することを要望する。

さらに、導管性要件のうち、「非同族会社要件」（投資家や特殊関係者が発行済投資口の総数の50%超または議決権の総数の50%超を保有していないこと）は、特定の機関投資家が大口で出資した場合などは形式的に要件を充足できない可能性もあることから、支配意図がない場合や実質的な支配関係がないことが明確な場合等については、要件を緩和すべきである。

このほか、特定目的会社（TMK）は、導管性要件を満たすために、「機関投資家のみによる特定社債の引き受け」により要件を満たすことが一般的であるが、特定社債は一般債振替制度上の制約などから投資家との条件設定における柔軟性に欠けることから、資金調達を特定社債と借入との二本立てとして、特定社債は銀行等の総額引き受けとすることが大宗である。これは実質的に銀行等からの借入と同様であり、本来借入のみで対応できるところ、導管性要件の充足のために、複雑で事務負担の大きい特定社債の発行・総額引き受けがなされる状況となっている。

したがって、実務負担の緩和やスキームの簡素化による海外投資家等からの投資活性化の観点から、導管性要件を緩和すべきである。

(9) 安定的な外貨調達やヘッジ機能の維持に資する所要の措置

- ① 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の非課税措置（レポ特例）について、
- a. 特定外国法人（海外ファンド等）が支払を受ける場合の期限（2026年3月末）を撤廃し、恒久化すること。
 - b. 非課税適用申告書に関する異動申告書の提出期限を撤廃するか、少なくとも緩和すること。

わが国企業の海外における事業展開を金融面からサポートするためにも、安定的に外貨を調達できる環境を確保することが重要である一方、近年、国際金融規制の強化を受け、保有する外国債券を用いて外貨資金調達を行うレポ取引は、外国金融機関が取引を縮小する傾向にある。

こうした状況を踏まえると、外国金融機関でない特定外国法人（海外ファンド等）との取引の重要性は増してきており、また、特定外国法人から見れば、非課税適用が時限なく継続できることは取引の維持・拡大の観点から必須と言える。

このため、国内金融機関の短期資金調達の円滑化や、海外ファンド等の呼込みを通じたわが国金融市場の国際化等の観点から、2026年3月末が期限とされている「特定外国法人が支払を受ける債券現先取引に係る利子の非課税措置（特定外国法人に係るレポ特例）」の恒久化を行うことを要望する。

また、外国金融機関等や特定外国法人は、レポ特例の適用に当たり、非課税適用申告書の提出が必要とされている。当該申告書に記載した名称または本店所在地等を変更した場合には、その該当することとなった日以後最初に当該申告書の提出をする際に経由した特定金融機関等から特定利子の支払を受けるべき日の前日までに、異動申告書を提出することが求められているところ、実務上、当該申告書の提出に制約がある場合があることから、異動申告書の提出期限を撤廃するか、少なくとも緩和することを要望する。

② 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置を恒久化すること。

わが国では、店頭デリバティブ取引を行う金融機関について、a. 時価変動相当額を変動証拠金として授受する義務、b. 取引相手が将来デフォルトした際に取引を再構築するまでに生じ得る時価変動の推計額を当初証拠金として授受する義務を課す内閣府令、告示および監督指針にもとづく規制が策定されている。

「a.」の変動証拠金規制については、2017年3月以降すべての金融機関が適用対象とされているほか、「b.」の当初証拠金規制についても、想定元本額に応じた段階適用が完了し、2022年9月以降は最終フェーズ（店頭デリバティブ取引の想定元本80億ユーロ超の金融機関等まで規制対象を拡大）に移行した。

このような規制を踏まえ、金融機関は、店頭デリバティブ取引を行うに当たり、国際スワップ・デリバティブズ協会（ISDA:International Swaps and Derivatives Association）が定めるISDAマスター契約および付随する契約（CSA:Credit Support Annex）を締結し、現金・国債等を担保として授受している。本邦金融機関が外国金融機関等非居住者から現金を担保として受け入れた場合、当該非居住者（ISDAマスター契約やCSA契約の対象となる取引は本店・支店が混在しているのが通常で、担保差入は本店が行うことが多い。）に対し、受入れ期間に応じて利子を支払うこととなる。

現行、外国金融機関等が国内金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引において授受する現金担保から生じる利子について、2027年3月末を期限に所得税を課さない非課税措置が適用されている。

当該利子に課税されることとなった場合、わが国金融機関のマーケットプレゼンスや競争力の低下を招き、ヘッジ機能の低下による市場流動性悪化に加え、ALM運営や信用リスク管理にも悪影響が生じる。諸外国においては証拠金に係る利子は通常非課税である中、わが国においては当該利子の非課税措置が時限措置であり、将来的に課税される可能性があることは、上記のような悪影響への懸念を惹起しかねない不安定な状況を招いていることから、外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置を恒久化することを要望する。

＜金融機関および金融システムの健全性確保に資する税制措置の拡充＞

(10) 金融機関の健全性確保に資する税制措置の拡充

- ① 貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大すること。とりわけ法的整理手続きの開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合については、即時に引き上げること。

地方創生やカーボンニュートラルの実現などにおいて、銀行界が積極的な役割を果たすことを求められる中、税会不一致を解消し、わが国経済の持続的成長に資する金融システムの頑健性・信頼性を一層向上させる観点から、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することが重要である。現在、会計上の引当金基準と税務上の無税基準が大きく乖離している状態にあるが、このような税会不一致による繰延税金資産の発生は、金融機関による積極的なリスク・テイク促進や金融機関の自己資本の強化等の観点から課題となることから、金融機関が実施している自己査定等にもとづく会計上の償却・引当を税務上も幅広く認めることが重要である。

包括的にこれらの対応を行うことが難しい場合には、特に過去の貸倒損失実績と現行の損金算入割合との間に乖離がある、法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合（現行50%）を引き上げることを中心に、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することを検討すべきである。

- ② 欠損金の繰越控除と繰戻還付制度について、十分な措置を設けること。

法人税における欠損金の繰越控除・繰戻還付制度は、事業年度ごとの課税負担の平準化によるキャッシュフローの改善を通じ、経営の中長期的な安定性を確保するものであり、生産性向上やカーボンニュートラルの実現に向け積極的な設備投資等が求められている中、わが国企業の投資意欲や競争力を高めるうえで極めて重要な制度である。

しかしながら、現行の繰越控除制度では、大法人等に適用される各年度の控除限度額は所得金額の50%に制限されており、企業にとって十分な措置とは言えないことから、控除限度額の制限の撤廃を要望する。

また、わが国の繰戻還付制度は、2026年3月末まで適用が停止されているが、法律の規定どおり適用を再開すべきである。

さらに、繰越控除および繰戻還付のいずれの期間についても、欧米並みに無期限化または延長すべきである。

(11) 銀行等の株式処分の円滑化による金融システムの健全性確保

- 銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例（法人事業税の資本割に係る特例および法人税の欠損金の繰戻還付を認める特例）について、同機構の存続期限（2036年3月末）まで延長すること。

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、株式等の保有制限の導入に伴い、銀行等による株式等の処分が市場で短期かつ大量に行われることによって信用秩序の維持に重大な支障が生じることのないよう、銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化を図ることを目的として、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」にもとづき設立された認可法人であり、セーフティネットとしての機能を有している。

機構は、財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、金融システムの安定性の確保および国民経済の健全な発展に資することを目的として、資本金等の額を10億円とする法人事業税の資本割に係る特例措置のほか、法人税の欠損金の繰戻しによる還付を認める特例措置が講じられているが、当該措置は2026年3月末までとされている。

引き続き、機構がセーフティネットとしての機能を果たせるよう、機構の存続期限（2036年3月末）まで、特例措置の適用期限を延長することを要望する。

＜社会情勢の変化に応じた組織再編等による国際競争力の維持・強化＞

(12) 組織再編税制等の拡充

- ① スピンオフに関する税制措置について、機動的な組織再編を促進するために適用要件を緩和するなど、所要の見直しを行うこと。

企業を取り巻く経済環境が激しく変化する中、合併や会社分割、事業分離（スピンオフ）などの手法を用いた企業グループの組織再編が増加している。

こうした取組みを後押しするため、組織再編により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更がないと考えられるケースにおいて、一定の要件を満たす場合は、「適格組織再編」と位置付け、例外的に課税の繰延べ等を認める組織再編税制が平成13年度税制改正で創設された。

その後も、企業グループの再編ニーズの多様化や社会情勢の変化に応じて累次の見直しがなされ、平成29年度税制改正では、企業の機動的な事業再編を促進するため、特定事業を切り出して独立会社とするスピンオフのうち、一定の要件を満たした場合についても、新たに「適格組織再編」として、譲渡損益課税の繰延べ等が認められた（スピンオフ税制）。

現行のスピンオフ税制では、特定の事業をスピンオフするケース（分割型分割）や、完全子法人をスピンオフするケース（株式分配）において、スピンオフの実施法人とスピンオフ先が完全に分離するものについては、「従業者引継要件」が課されており、例えば分割型分割の場合には分割事業に係る80%以上の従業者が分割後に分割承継法人の業務に従事することが見込まれる必要がある。

この点、米国のように活発な企業再編を後押しする観点から、形式的な適用要件を改め、主要な従業員の引継ぎを行うことで「適格組織再編」に係る要件を充足できるよう、見直しを行うことを要望する。また、株式分配の場合について、現行は完全子法人の特定役員の全てが株式分配に伴い退任することは認められていないが、役員の刷新による経営体制の見直しを行うこともあるため、要件を柔軟化すべきである。

さらに、企業グループによる組織再編のインセンティブを高めるため、譲渡損益課税の繰延べのほか、税額控除等も新たに認めることで選択適用できるようにすることが望ましい。

このほか、令和5年度税制改正で時限措置（適用期限：2028年3月末）として導入された、元親会社に持分の一部を残す適格株式分配に該当する認定株式分配（パーシャルスピンオフ税制）についても、大企業スタートアップの創出促進に向けて「従業者引継要件」を緩和するなど、所要の見直しを行うことを要望する。

② 海外支店の現地法人化に伴う海外支店を対象とした組織再編に係る組織再編税制の見直しを行うこと。

銀行界では、国内において持株会社の設立や合併などの組織再編が進んでいるだけではなく、海外でも、現地における規制の見直しにより海外支店の現地法人化が求められる場合がある。組織再編の手法は多様化していることから、海外における円滑な組織再編を促進するための見直しを行うべきである。

具体的には、海外現地法人に、従前から存在していた海外支店の資産等を承継させ、現物出資を行ったタイミングで、本店が本支店勘定を債権として取得した場合、当該債権の取得が譲渡対価とみなされ、適格現物出資の「株式のみ交付要件」を満たせないケースがあることから、実態としてグループ内の組織再編と認められる場合には、「株式のみ交付要件」に抵触しないよう見直しを行うことを要望する。

③ 株式交換等に含まれる、いわゆるスクイーズアウト時の税制適格要件を緩和すること。

平成29年度税制改正においては、少数株主が存在する子会社を完全子会社化するいわゆるスクイーズアウトを含む株式交換等についても、「組織再編税制」に組み込まれ、税制適格要件を満たす必要が生じているが、持分100%未満の不振子会社を整理する場合、少数株主のエグジットかつ事業終了を前提とした合併やスクイーズアウトは、事業継続要件が充足されず税制非適格再編となり、含み損益への課税が発生する。

例えば、少数株主が0.1%でも存在した場合、含み益課税を回避できないことから、事業構造改革促進に向け、税制適格要件を緩和することを要望する。

④ 一般事業法人の海外からの撤退の場合、特例として、現地子会社の増資直後に、当該現地子会社の株式に係る評価損の計上を認めること。

一般事業法人が海外から撤退する場合、現地子会社の債権・債務を本邦本社から資金支援を受けて整理することがある。現地子会社が本邦本社の資金援助により増資した場合、本邦本社が保有する当該現地子会社の株式の評価損が、本邦本社において損金不算入となるおそれがあり、再編の阻害要因になる。

このため、海外からの撤退の場合、特例として、現地子会社の増資直後に、当該現地子会社の株式に係る評価損計上を認めることを要望する。

⑤ 中小企業事業再編投資損失準備金制度（中堅・中小グループ化税制）におけるM&A実績要件を撤廃すること。

中堅企業は、国内外での事業・投資を拡大することで日本経済の成長に大きく貢献するとともに、地方での立地割合が高く、地方における良質な雇用の担い手、さらには、M&Aを通じたグループ全体での生産性向上や賃上げを図る主体としての役割を果たしており、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行に当たり重要な役割を担っている。

そうした中、2025年2月に政府が策定した「中堅企業成長ビジョン」では、中堅企業政策の取組みを深化させ、政府全体の経済成長の目標実現に繋げるため、中堅企業の役割や課題のほか、官民で取り組むべき事項が盛り込まれており、中堅企業におけるM&Aが普及していくまでの間は、中堅・中小グループ化税制等のインセンティブを通じて、買い手・売り手双方の生産性向上や賃上げ等を実現するM&Aを後押しする方針が示されている。

中堅・中小グループ化税制の適用に当たっては、過去5年以内に産業競争力強化法において新設された特別事業再編計画の認定を受けて株式取得によるM&Aを実施したこと等の要件が課されているが、今後新たにM&Aを検討・実施する中堅企業においては、必ずしもそうした実績がないケースも十分想定されることから、当該要件を撤廃することを要望する。

(13) グループ通算制度の見直し

- グループ通算制度について、実務負担の軽減に資する所要の見直しを行うこと。

グループ通算制度は、従来の連結納税制度から移行するかたちで、令和2年度税制改正において創設されたものであり、2022年4月以後に開始する事業年度から適用が開始されている。本制度は、企業グループにおける損益通算を可能とする基本的な枠組みは維持しつつ、その損益通算の方法を簡素化しており、例えば、後発的に修更正事由が生じた場合には、原則として他の法人の税額計算に反映させない仕組みが採用されている。

このように、企業の実務負担の緩和を図りつつ、法人税の申告・納付のあり方を抜本的に見直した制度設計となっているが、企業グループの納税実務に係る負担を一段と軽減するため、所要の見直しを行うことを要望する。

具体的には、利子や配当金の支払いに伴う所得税について、法人税額からの控除（所得税額控除）が認められているが、グループ通算制度を適用する法人間では、有価証券等の資産（元本）が移転した場合には、元本の所有期間等を踏まえた所得税額の計算が必要とされている。この点、有価証券を多数保有する銀行等においては、当該通算法人間の売買実績の把握および集計作業等に当たって実務影響が特に大きいことから、グループ通算制度を適用する法人間での所有期間・保有株数に関する調整規定を廃止することを要望する。

また、グループ通算制度は組織再編税制との整合性が確保された制度設計となっているものの、「資産調整勘定等対応金額」（通算子法人が通算グループから離脱する際に行われる投資簿価修正の計算において、親法人が当該株式取得時に支払った取得価額と純資産価額との差額（のれん相当額）について、一定の要件の下で譲渡原価に加算可能な金額）は単純な株式譲渡のみが対象とされており、増資や株式交換等が対象とされていないことから、多様な組織再編手法に対応するよう見直しを行うべきである。

さらに、グループ通算法人間で譲渡損益調整資産の譲渡があった場合に、譲渡法人が譲受法人に対して通知義務があるが、納税者の実務負担を軽減するため、「所得影響がない取引」については納税金額等への影響がないことを踏まえ、通知義務を廃止することを要望する。

加えて、銀行が投資専門子会社を通じて企業に100%出資する際、グループ通算制度を適用すると出資先も銀行グループと同様の納税実務が必要となり、負担が増大するため、出資が時限的であることに鑑み、適用対象外とすべきである。

(14) 受取配当等の益金不算入制度の見直し

- 受取配当等の益金不算入制度について、非支配目的株式等の益金不算入割合の引上げを行うこと。

わが国の立地競争力を高めるとともに、わが国企業の国際的な競争力を高める観点から、2015年度および2016年度の税制改正において法人税率の引下げおよび課税ベースの見直しによる法人税の負担構造の改革が行われた。

この中で、受取配当等の益金不算入制度については、平成27年度税制改正において、新たに「非支配目的株式等（株式等保有割合 5 %以下）」という区分が設けられ、同区分に該当する株式等の益金不算入割合が50%から20%に引き下げられた。この割合は、米国等主要国における同様の制度と比較して、極めて低いものとなっており、二重課税の防止という本来の制度趣旨が徹底されているとはいえないものとなっている。

二重課税防止や国際的な競争力強化の観点から、非支配目的株式等の益金不算入割合について、引上げを行うことを要望する。

以 上

一般社団法人全国銀行協会

〒100-8216 千代田区丸の内 1-3-1

電話 (03) 3216-3761 (代)